

平成 26 年 9 月 18 日 (木曜日)

平成 25 年度決算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成26年9月18日（木曜日）

---

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

---

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君

産業振興課参考事  
(農林行政担当) 阿部 明広君

建設課長 三浦 孝君

建設課技術参考事  
(魚集事業担当) 宮里 憲一君

危機管理課長 佐藤 孝志君

復興事業推進課長 及川 明君

復興用地課長 仲村 孝二君

復興市街地整備課長 沼澤 広信君

上下水道事業所長 羽生 芳文君

総合支所長  
兼地域生活課長 佐藤 広志君

公立志津川病院事務長 佐々木 三郎君

総務課長補佐 三浦 浩君

総務課財政係長 佐々木 一之君

教育委員会部局

教育長 佐藤 達朗君

教育総務課長 佐藤 通君

生涯學習課長 及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員 首藤 勝助君

事務局長 芳賀 俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦 清隆君

農業委員会部局

事務局長 阿部 明広君

---

事務局職員出席者

事務局長 芳賀 俊幸

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長 三浦 勝美

午前10時00分 開会

○委員長（山内昇一君） おはようございます。

決算審査、2日目でございます。朝晩の寒暖が厳しくなっておりますので、皆さん方には体調管理にご留意いただきたいと思います。本日もきのう同様、慎重審議と議事進行にご協力ををお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

きのうに引き続き、認定第1号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

きのうの質疑において、阿部 建委員及び三浦清人委員の質疑に対し答弁の保留がありましたので、答弁させます。まず、産業振興課長、お願ひします。

○産業振興課長（高橋一清君） おはようございます。

昨日のご質問いただきたいわゆるグループ化補助金についての資料を提出させていただきましたので、ご説明をさせていただきたいと思います。

お手元にワンペーパー配付させていただきましたが、全体で1次から10次まで、4次の申請はなかったようですが、10次までの申請で、全体で10グループの申請をしておりました。事業所数合計では175社、交付申請額といたしましては85億8,600万円ということで、グループ化補助金を受けて復旧をしている状況でございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員、よろしいですか。どうぞ。済みません。ちょっと聞こえないものですから、ごめんなさい。阿部 建委員。

○阿部 建委員 85億8,600万ね。いろいろな175社、これは個人はないのか、その辺がどういう内容になっているのかですね。個人事業者でもいただいて受けている方がいると思いますが、それらはどうなっているのか。それから、これらがこういう特に構造物、建物等が多いのかと思いますが、倉庫だとか、工場だとか、それらのこれら多額の85億という大変に多額ですけれども、これに対する税の関係を伺いしたいと思って。今は免税、5年間の免税あるいは2分の1の免税だとかいろいろあるわけですけれども、全てが課税が展開されたというか、始まった、課税される時期になった場合に、相当の固定資産税などにも反映するのかなというように思うわけですけれどもね。それは税務課長としてどのような今後の見通しを持

っているのか、伺いをいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 昨日も若干ご説明申し上げたとおりでございますが、今後の見通しはなかなか難しい部分が、見込みとしては難しい部分があるというお答えもしたんですが、例えばこの85億、うちのほうは設備関係の償却資産だけ見ても、課税標準額が132億ほど、そのうちにこれが含まれるというような部分で、全体として4年経った場合償却資産は相当減価率で落ち込むという部分もございますし、その辺はきっちり年度ごとに見きわめをしていかなくちゃならないんだろうなということを思っておるところでございます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 儻却ね。4年経つとかなりの償却がまた出たというふうな説明ですけれども、私はそんなにね。そうすると何ですか、今免税されている分が償却だけは間違いなくされまし、税だけが免税されると、そういう形なんですか。私はその償却の関係もとまっているのかなというように考えたんですけれども、税がかかっていない間はね。そうすると、償却はどんどん進むんだと。そして、5年後、4年後に残った分に対して課税になるんだと、そういうようになっているんですか。およそそれね、いろいろ機械だとかいろいろなものがそれは償却になるんですけれども、建物は固定資産税の関係は10年経っても20年経っても同じですよ、建物は。私、うち建てて30年になるけれども、ほとんど下がっていないんだから、うちのはね。物価が上がるから、理屈は下がったことになるんだというような説明をするんですけれどもね。そんな現状なんですよ。

とにかく、取られるのもひどいけれども、取らなくても町がひどいものだからね。その辺、法にのっとった間違いのないそういう課税客体でも何でも完全に把握をして、適正な公正な固定資産税などの徴収に努めてもらいたいとそういうふうに思います。また後でこの件については質問したいと思います。私のほうからは終わります。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今配られた資料、グループ化について伺いたいと思います。

事業所の合計が175とこうこの資料にはあるんですけども、この事業所の数が延べなんか、それとも全部単体というんですか、個人一つづつなのか。あともう1点は、この175の事業所が全部町内の事業所なのか。例えば、ほかの自治体との連合的なグループ化というのも多分あったように話には聞いていたものですから、その2点、もしわかるようでしたらこの場でお知らせいただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 昨日もちょっと申し上げましたが、県の事業なもので個別の事業申請、町を経由しておりませんで、恐らくという表現ではちょっと曖昧なのかもしれません、基本的には1事業者は1回という形で申請をしているはずですので、そういう意味では175事業所はそれぞれなのかなというふうに思います。

それで、実を言いますと、町外の事業者と組んで申請することもこれできる事業になっておりまして、以前調べた資料の中では15社ほど町外市町村の申請があるというふうに聞いておりました。ただ、それはこの中には含んでおりません。よろしくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の説明で大体わかったんですけども、実はこの制度自体、国で個人を救済しないで、資産になるということでグループ化という補助形態になったんですけども、先ほど課長言ったように、この制度というか、1事業所が1回、それは当然だと思ったんですけども、なかなかこの資料を見るだけでも、例えば建設業の方は47プラス4プラス6で57この町にあるのかという、そういう単純な、この資料をざっと見ただけでもそういういた状況ですので、あと小売業に関しても52、15、5、これ足しただけでもこれぐらいの小売のサービスの事業所がこの町にはあるのかと、そういう素朴な疑問だったんですけども、実は私もこのグループ化に関してはいろいろそういう1事業所が1つかどうかということで確認したいと思って、余り得意でないパソコンを開いて調べようとしたんですけども、私の腕というか、操作技術では全然見つからなかったので、今このような形で説明あったのでこういったことをお聞きしているわけなんですね、これら情報というのは、現時点では町を経由していないということでわからないということですね。以上、わかりました。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この1次から10次という期間あるわけですよね。1次申請から10次までの期間。その期間、要するに1次はいつ申請したのか、10次はいつ申請したのか。県事業ということで、これは1次の場合は震災後余り期間が経っていないときにやられたかと思うんですが、町はその申請の窓口にはなっていないような今説明でしたけれども、ではこの1次に申請した業者さんたちはどこからその情報を得て申請したのかですね。町が一切かかわっていなかったのかどうか。こういう事業がありますよと、申請する方はというお声がけが町ではしなかったということでしょうから、その情報は、ここに聞くわけにもいかない。県ではどのような広報といいますか、ことで皆さんにお知らせしたのか。ただ、町としても一切かか

わりを持っていないというわけにはいかないわけですから、その辺のところどうなっているのか。それから、多分同じかと思うんですが、1次から10次までのその補助率の変更はなかったのかどうか。ずっと同じであったのか、補助率。その辺のところ、お聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 情報は当然その行政情報でございますので、町のほうにも制度的な情報はございました。それを関係機関を通じて申請ということでございまして、商工会のほうに流し経由して、商業者の方々がそういった説明会を受けながら個別にグループ化しながら申請をされたものと思います。1次の時期については、申しわけございません、ちょっと手元にある資料の中でグループ補助金の1次の時期を記載したものがございませんので、調べまして後ほどお知らせさせていただきたいんですけれども、あとは補助率は、私今手元にあるものの中では4分の3の補助を上限とするということで、当初からこの補助率だったものというふうに理解しております。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 以前からこの件に関しましていろんな話が出たんです。要するに、今175の事業所あるいは個人が申請を受けたわけですけれども、4次はなかったけれども、3次、5次、6次、7次、私たちもこの1次の段階で知っていれば申請したかったという、175の中ですね。だけれども、そういった情報がなかったと、知らなかったと。限られた方々しかわかつていなかったんだというようなお話がそちらこちらから聞こえてきたわけです。やはりこういう情報というものは平等にその関係者に周知する。やはり行政としてはその義務があるわけですよ。震災後間もなく電気も来ない、電話も不通だと、そういった時期じゃなかったのではね。もうインフラも整備というか、回復された時期から始まったわけですからね。コピー機なりなんなりがもう復活したわけですから、そういった情報というのはやはり特定の方を優先するやり方ではなく、やはり平等に皆さんに周知をしてやるべきじゃなかったかなと。

今、課長の話だと、関係団体にやったというようなお話ですけれども、では関係団体が人を見てやったのかなという解釈になるわけですよ。そうは言えないんですよね。行政に携わる人間としてはね。だから、町がそこら辺の管理といいますか、きっちりやっていかなければならないのかなと思いますがね。それで、その時期はどうなっているんだと。後から申請した方が利率が低くなつて平等性に欠けているのかなということでその利率のことも今聞いたわけあります。

そうすると、1次から10次までその4分の3という補助というのは変わりないということで

すね。ただ、申しわけないなというか、その情報がなくて後から申請した方々については、半年なり1年おくれているわけですから、そうしますとやはり取引先の関係で、時間の勝負でしたから、当時は。非常に情報が伝わらなかつたことに対しては、非常に申しわけないという気持ちを持っています。そういうことで平等性ということを今言っているんですけれどもね。1次の時期、わかれば。それから、その10次までの間、2年ぐらいあったのかな。ですから、その辺のところ。後でではよろしくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。次に、産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） おはようございます。

それでは、きのうの宮城県の食肉流通公社の実態はということで、資料を提出させていただきました。概要についてご説明させていただきたいと思います。

この会社なんですけれども、当時各地に点在していた屠畜場を1カ所に集約するということで、昭和54年に米山のほうに設立されたものでございます。会社の概要につきましては、掲載のとおりということで省略させていただきます。その事業の状況ということで、下段のほうの直前3事業年度の財産及び損益の状況というところをごらんいただきたいのですが、売上高が昨年度で15億ほど、それから当期純利益ということで1,500万ほど計上してございます。今後の方向でございますけれども、農業者の利便性を考慮いたしまして継続していくというふうな考えでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 申しわけありません。資料の提出の内容で補足させていただきたいんですが、先ほどの説明の中で後ほどと申し上げましたが、資料を見つけることができまして、1次は23年の6月13日ということで締め切りで募集をされたようでございます。よろしくお願ひいたします。（「2次は」の声あり）2次は平成23年の9月……、募集ですから9月1日ですね。それから、3次のほうが……、3次が23年の11月8日でございます。失礼しました。5次のほうが平成24年の4月16日です。6次が平成24年11月9日、6次が平成25年2月1日、7次、平成25年2月22日、7次の、そうですね、申請が平成25年2月22日、8次が平成25年の3月18日……、ごめんなさい。あとは10次ですね。10次は……。済みません、10次の資料がちょっとなくて、今年度の申請ということに、26年度の申請ということになると思います。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 確認なんですが、ちょっと25年の2月22日というのが7次。課長、だから無理

をしなくたっていいの。後でいいんだと語ったの、だからね。その答弁しっかりとしないと、あと10次が3月18日、25年の。これが違うということ。（「10次は26年度の申請です」の声あり）3月18日というのはこれ何。7次なの。25年の2月22日というのはどうなっているの。（「8次です」の声あり）8次。（「これには資料にはありません」の声あり）なして。（「申請がなかったということです」の声あり）ああ、そうか、そうか。8次は申請なかつたと。（「これは無視してください」の声あり）無視ね。はいはい。すると、24年の11月9日というのが7次なんだね。（「7次なくて6次です」の声あり）7次は何ぼ。（「25年の2月22日です」の声あり）間違いないんだ。ああ、こっちが。ごめんごめん、はいはい。2月22日。

それで、課長、1次からあるわけですよ。申請件数というの、件数というか、例えば10社あったと。2次でも3次でも。だけれども、今回は総枠というか、その申請したんだけれども外れたような人はなかつたのか。次回に繰り越したと、繰り延べたというような件数は、そのとき課長やっていなかつたんだね。どなただつたべ、課長さんね。だから、そういうのがあつたかどうかなのか。そのほら、私もこいつに入りたかったけれども、総枠の予算の中ではなかなか難しいですよと。だから、この次になにしてくれということで延びた方がいるのかどうか。その理由はどうなのか。誰がそれを今度は選定したのかということですよ。今回のはあなたとあなたと。あぶれた場合ですよ、あぶれられた場合がなければいいんですけどね、あぶれた人がね。そうすると、あとは10次はまだわからないということですね。

それから、委員長、何ですか、何か、今ほら一生懸命後のほうばかり見ていたっけ、途中にまたこのこと出てきたものだから。後ろのほうの質疑と分けるのすか、どうなんですか。

○委員長（山内昇一君）　いや、前の質疑は終わったわけです。よろしいですかと言って質疑なかつたものですから。質疑あれば。三浦清人委員。

○三浦清人委員　公社、名前は公社だけれども株式会社、こっちだね、なつてはいるんです。それで、役員の方々というか、取締役をこう見ていたんですけども、町長、市長、それから県の職員、取締役ですよね。この方々の取締役とか役員とかというのも代表取締役という方は、これも県の職員か何かなつてはいるんですか。どういった方々で構成されてということなんですね。監査役も栗原の市長さんのようなうですしね。その組織自体が公社という名前だけれども株式会社になつてはいるんです。一般の方々というのはこの役員とか何かというのはどうなんですかね。それから、株の配当というか、あくまでも個人の株じやなくて団体が株の所有という形なんですか、公社ですから。その辺の内容がどうなつてはいるのか。けさ、こ

れを配付されて今説明受けて初めてわかったんです。それで今質問しているんですけどもね。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 先ほどのグループ化補助金の申請の中で……。そうなんですか。済みません。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 代表取締役は経済連の方です。町として株券を持っているというふうなことでございます。（「個人はないんですね」の声あり）株主が今ここに挙げた合計24株主というふうな形になります。その他の個人は持っていないということです。これだけということですね。その団体、今4株主上のはうに県とか独立行政法人とかありますけれども、プラス登米市で大株主になっておりまして、この5者で80%の株を持っているということで、個人はないということでございました。

○委員長（山内昇一君） 課長、発言ありましたら。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 失礼いたしました。

実際に申請した中でそれが認められなかつたものとかということがあつたかどうかという部分については、ちょっと町として承知しておらない部分ございますので……。では、前任の課長のほうに。

○委員長（山内昇一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 当時私が担当しておりましたので、私の覚えている範囲でお答えさせていただきたいと思います。

委員がご質問のように、申請したんですけども、その申請のときには漏れてしまったケースがございました。といいますのは、1次、2次のときには国のはうのその補助金の予算の額が十分なほどでなかつたので、それで漏れてしまった。それで、このグループ化補助に関しましては、やはりその原形復旧が原則だったものですから、ですから例えば建ててから何年かして経年劣化したのがきちんと評価できかねた部分もあったものですから、その件に関してはまたその次ので申請してくださいということで、申請の時期は遅くなつても、3月11日までさかのぼることができますよと、そういうようなことがありました。先ほど委員が言われましたように、事業を再開するに当たつては1回漏れればその分おくれてしまつますので、そこは不利益があつたはずです。ただ、申請された方々はその仮に3次で申請して漏れた方が、4次申請はこれは福島県だけ対象だったものですから、4次申請は宮城県な

かったです。5次、6次に申請した場合には、漏れた分のその申請額と若干変えた計画を出したりしながら、ほとんどの方々が対象になりました。その査定をするのは、宮城県を通じて東北通産局のほうの担当官と一緒にその査定されたというそういう形でございます。

それから、この広報はどうしたのかということですけれども、23年の4月、5月の段階ではなかなかその広報等も難しかったものですから、役場だとか関係する建物のところにチラシを張り出したりしたのほかに、町のほうでも広報の発行が始まった際には、お知らせとして回数は忘れましたけれども、何回かはそのお知らせはしております。この商工会を通じてのその申請ということですけれども、商工会が受け付けるのではなくて、商工会のほうでその申請書類の作成をお手伝いしたということとして、実際の申請先は県の振興センターでございます。この地区でありますと、気仙沼の振興センターですね。

それでもう一つ、では例えば南三陸町内で事業を行っておるんですけれども、本社だとかが南三陸町内でないところがございます。そういうところは本社のあるところでも結構ですし、どちらでも結構だということな物ですから、重複はしておらないというそういうような状況でございます。それから、この申請所数でございますが、これは法人格を持っていよいがいまいが、これは特にその辺は関係はないということでございました。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 グループ化の問題なんですけれども、以前のお話なんですけれども、グループ化の補助金をもらいたいんだけれども、一緒にやる相手がいないというようなところがあったんですけども、その際のいわゆる仲人役というんですか、相談する場所というのがあったのか、あるいは町ではそういうことをやったのかどうか、伺います。

○委員長（山内昇一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 济みません、またその当時のことな物ですから、私のほうから。

個人のその資産形成には国の税金は基本的には投入しないということな物ですから、グループを組んでやってくださいということになりましたが、そのグループをどなたと組むかということに関しては、その事業を再開される方々が原則としてみずから選んでくださいということでした。ですから、私らのほうに「俺もやりたいんだけれども、誰か紹介してけねべか」と来られたケースはあったんですけども、なかなかそちらのほうまでやる意思があるのかどうなのかというのは私らのほうではなかなか難しい物ですから、それはこういう方

もおられますけれども、直接お聞きしてくださいということにはしていました。ですから、仲人役的なものは町としてはできかねましたし、安易にはその相談には乗らなかつたです。

○委員長（山内昇一君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

歳入に対する質疑が終了しておりますので、次に一般会計歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、1款議会費、47ページから48ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。

○事務局長（芳賀俊幸君） それでは、議会費でございます。47、48ページでございますけれども、平成25年度の支出済額が1億948万2,000円となっておりまして、昨年度とほぼ同規模の決算額となっております。平成25年度の議会の開催状況でございますが、定例会と臨時会合わせて11回開催しております、会議日数は36日となっております。議案審議につきましては、町長提出議案168件、議員提出議案8件の合わせて176件の審議件数となっております。

また、一般質問につきましては28人から51件の通告を受けております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（山内昇一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。どうぞ。（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、47ページから74ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、まず47ページからの一般管理費でございますけれども、これは事務部門の管理経費でございました。額を前年度と比較いたしますと31.3%の増という形になってございますけれども、その理由ですが、これは全国から派遣職員を受けてございますけれども、その必要経費を計上したことが大きな要因でございます。具体的には、3節の職員手当の中の災害派遣手当、9節旅費の中の赴任のための特別旅費、14節使用料及び賃借料の中の車両借り上げ料、それと職員宿舎の借り上げ料、19節の負担金、補助及び交付金の中の災害長期派遣手当、この額の計上によるものになります。これら総額が7億6,500万ほどになりますけれども、この経費につきましては震災復興特別交付税により満額措置しております。なお、職員手当、旅費、負担金等で不用額が発生してございますけれども、これも派遣職員に係る経費を当初予算で満額、主に100名程度ということで見越してございまし

たので、その関係上不用額として発生してございます。以上が一般管理費でございます。

次に、2目の文書広報費、3目の財政管理費については、備考欄記載のとおりでございますけれども、特に文書広報費の印刷製本費につきましては、これは広報南三陸の発行経費という形でございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 4目の会計管理費ですけれども、需用費については決算書等の印刷製本費、その他については記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 次に、5目の財産管理費でございますけれども……。（「何ページ」の声あり）53ページでございます。

53ページ、5目の財産管理費でございます。前年度と比較いたしますとマイナス3.6%ですから、ほぼ横ばいの決算となっております。25節のこれは各種基金への積み立てでございますけれども、特に財政調整基金につきましては今後の財政運営を考慮いたしまして、予算積み立てによりまして19億2,000万円ほどこれ決算してございますけれども、25年度末の現在高、これは財調につきましては68億3,600万円ほどになってございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 55ページをお開きください。

6目企画費でございます。ここは総合計画審議会、それから広域行政組合への負担、辺地共聴組合への補助金というようなものの経費でございます。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長兼地域生活課長。

○総合支所長兼地域生活課長（佐藤広志君） 同じく55ページから57ページにかけてであります。

7目総合支所管理費につきましては、歌津総合支所の施設維持管理経費の内容であります。

以上です。

○委員長（山内昇一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 57ページから58ページ、8目交通安全対策費でございます。交通安全指導員の報酬及び費用弁償の所要額を支出してございます。また、15の工事請負費で交通安全特別交付金を使いましてカーブミラー等の整備を行っております。

9目の防犯対策費でございます。こちらのほうは、地域安全指導員の報酬及び費用弁償の所要額を支出してございます。

次に、決算書の59ページ、60ページをお開きいただきたいと思います。

10目危機管理対策費でございます。報酬及び旅費につきましては、5回開催しました防災会議委員の報酬、費用弁償の所要額を計上し、地域防災計画を見直したところでございます。

また、防災関係の機器の購入、維持管理に係る経費をここで支出してございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 59ページ、11目電子計算費でございます。現在、町の住民情報あるいは税務情報など行政サービスのほとんどが電算処理をされているということから、これに必要な経費をここに計上させていただきました。

ページをめくっていただきます。61ページ、12目まちづくり推進費でございます。ここはおらほのまちづくり事業、これはソフト事業でございますが、その補助金、それから25節であるさと納税を積み立てたものでございます。

13目地域交通対策費、これは町内を走る災害臨時バスの運行に要する経費でございます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 61ページからの62ページ、2項の徴税費1目税務総務費でございますが、こちらは人件費関係ということでございます。

それから、63ページ、64ページ、2目賦課徴収費は、賦課徴収に係る経費ということで、25年度におきましては13節の委託料で家屋評価支援システムを導入しているということで、その経費の実績額が計上されているところでございます。以下、あとは記載のとおりでございます。

次のページ、65、66ページでございます。

戸籍住民基本台帳費、2項ですね。1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらも職員の賃金等で、25年度につきまして13節委託料で新たな支出ということで、戸籍副本管理連携システム委託料ということで、戸籍の保全を記すため、全国に2カ所設置してあるデータセンターに毎日戸籍の更新データを送信して戸籍の保全を図るというようなシステムを導入した経費でございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 67ページからごらんいただきたいと思います。

4項の選挙費でございます。これは選挙管理委員会の運営に係る経費、それと25年度中に執行された選挙に係った執行経費の計上でございます。25年7月の参議院議員の通常選挙、10月の町長選、町議選、知事選のトリプル選挙を執行いたしましたけれども、いずれも事故なく執行いたしました。なお、海区漁業委員の選挙につきましては無投票でございました。以

上でございます。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 続きまして、71ページの5項統計調査費、ここから73ページ、2目まで統計が続いております。これに関しましては25年度に行われた統計調査、3つございますけれども、それらに必要な経費の執行を記載してございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 局長。

○事務局長（芳賀俊幸君） 73ページの監査委員費でございますけれども、支出済額が892万4,000円とほぼ前年度並みの決算となっております。監査委員の報酬と事務局職員の人事費が主なものとなっております。なお、監査実施状況につきましては、実施基準によりまして定期監査、随時監査、財政援助団体等監査、決算審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査を実施いたしております。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。

総務費で、まずは2点ですね、ちょっとお伺いしてみたいなと思いますが、50ページに町長交際費というのがございます。この町長交際費ですね、金額の根拠といいますか、というのをちょっとお知らせいただきたいなというのと、あと決算の額だけ見ますと、不用額が大分多いのかなと思います。その理由といいますか、何か使い道についてお答えいただける部分があればお話しいただきたいなということと、あわせて52ページなんですが、これも14節の使用料及び賃借料の欄に有料道路等通行料というのがあります。金額にしたらそんなに大きくないんですけども、ちょっと細かいところつづくようで恐縮ですが、以前、有料道路等通行料ということは何か公務で出かける際に有料道路を使った場合のその使用料ということなんだろうと思うんですが、まず雰囲とその非常に金額が小さいなと思います。お伺いしてみたところ、なるべく使わずに高速など乗らずに無料の道路というか、一般道を通行して会議なり公務のための移動をするんだというようなお話を耳にしたことがございます。その点についてどういう考え、もし法的な根拠があってそういうふうにしなければいけないというのであればちょっとご説明いただきたいなと思うんですが、その2点いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、町長交際費ですけれども、この予算の計上額につきましては、その基本的な根拠というのはございません。ですが、合併前からそれぞれ旧町単位で持

っていた交際費もございましたので、それをベースに合併後設定してございます。実は平成18年当初は予算は150万でございました。これが平成21年度から執行状況を鑑みまして120万ということで一度30万減額した経緯がございます。毎年それぞれ執行額はまちまちなんですが、25年度は40万円台ということで、ここ数年来ですと一番少なかったのかなというふうに思いますけれども、決して不適切にやはり交際費の支出をすべきでないという考えが根底にございますので、なるべく来客等、例えば宴席をともにする際においても、町長みずからこれは個人負担もしっかりしながら、来客の分だけをうまいぐあいに対応するといった形でも執行してございますし、あとは葬儀の際の不祝儀等もございますので、そういった形で執行してございます。当面予算については、この額を堅持したまま運営はしていきたいなというふうには基本的には考えてございます。

また、2点目の有料道路でございますけれども、三陸道が延伸してまいりまして、いずれ来年このインターも開通するという形になりますと、その利用頻度も当然出張では多くなっていくんだと思います。ある時期に有料道路区間の通行券を職員に配付しながら出張を促したことございましたけれども、その後経費の節減等も考えていかなくちゃいけないということもございまして、その形の部分は一度やめてございまして、どうしても出張の際時間的制約があって何時までに現地に到着しなければいけないというような理由がはっきりしているものについては、あらかじめ申請していただいてその有料道路を使用した際の経費については後ほど精算するという形になってございます。ただ、来年度から高速道路の延伸もあるということもございますので、一定区間になろうかなと思いますけれども、その部分については有料道路の通行を基本的に認めていくのも一考かなというふうにも考えてございますので、少しこの部分についてはお時間をいただいて、再度検討はさせていただきたいなというふうには考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 決算の質疑というか、質問なので非常に難しいというか、自分なりにいろいろ考えたんですけども、性質としてはちょっと似ているのかなと思うんですよね。その町長交際費は町長が公務に携わっていく上で必要な経費なんだろうという認識はしておりますし、特にその有料道路を使うということは、急いでいるということですよね。急いでなければ別に下で行けばそれはそれでいいと思うんですが、ただ、旅行に行くわけではないので、公務で基本的に行く。そのときに、お金を払うのか、時間を払うのかという感覚だと思うんですが、基本的にはお金を払っていただきたいと、これはいろいろ異論があるんだろうとは

思うんですが、自分の個人的な考えも少し入ってしまいますが思います。というのは、復興に当たって、ほかにも日常の業務に当たって、職員の方がいろいろ作業をして仕事をなさっていく上で、一番かえがたいものというのは何かといったら、やはり時間だと思うんです。高速を使うことでその時間が少しでも短縮できるのであれば、どんどん使うべきなのではないのかなと、個人的には思います。

もちろん、わざわざ遠回りして高速使うとか、そういうことは考えられませんし、使われることがあり得ないと思いますので、少しでも時間を短縮できるのであれば、旅費というか、高速道路に限らず使っていくべきなのではないかなと思います。その点について、今後もし、先ほど今後検討するということがありましたけれども、かといって何でもかんでもというわけにももちろんいかないでしょう。そのバランスというものはどこにあるのかというのを見きわめながらだと思いますが、今後具体的にどのように検討していく材料があるのか、今の時点でお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　実際として我々も出張する際は当然有料道路を使ってまいります。その部分については精算はしていないというのが実態が多いことでございますけれども、出張の頻度からすると私はやはり県庁の出張が各種ヒアリング、補助申請等がいっぱいあるわけでございますので、今の有料区間ですと鳴瀬からでございますか、鳴瀬から利府中、それから多賀城付近までの分については、当然前向きに少し進めていかないとまずいんだろうなというふうには考えてございます。議員の案するとおり「時は金なり」という形でもございますので、なるべく短時間で業務を済ませて帰庁して本来の業務をするというのがやはり基本だと思いますので、その分については前向きに検討させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　今お話ありましたけれども、要は時間をかけて下でゆっくり行くよりも、早く行って早く仕事を終わらせて、もっとほかの仕事をしてくださいということを思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（山内昇一君）　ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員　おはようございます。及川です。まずもって3点ほどお伺いします。

54ページの総務管理費の12節の役務費でございます。不用額が200万ほど通信運搬費で出ているんですけれども、これはかなり通信運搬費の割には不用額が出ているなと思われますので、このご説明をお願いします。

それから、総務管理費の中の4目会計管理費の中の23節の償還金、利子及び割引料の中で、震災不明金返還金とありますけれども、これを詳細にお願いいたします。（「何ページ」の声あり）同じ54ページです。53ページ、54ページです。総務管理費の中の4目の会計管理費の中の23節です。（「23ないよ」「休憩」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 休憩します。再開は11時15分とします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時15分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行します。

2款総務費の質疑をお願いします。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。先ほどは大変失礼いたしました。今度は25年度です。

総務管理費、51から52ページの中で、職員の健康診断委託料とありますけれども、やはり職員が仕事をしていく上では一番健康面が大事なことだと思われますけれども、復興に向けて大分職員の皆さんも一生懸命やっていただいているので、これに今休暇もあるんですけれども、そういうリフレッシュというようなもの、休暇の中でリフレッシュ休暇というようなものを活用、これから今後活用してやっていくことができるのかどうなのか。その中で、この健康診断とは別に25年度はそういうリフレッシュ的なものも、これには健康診断なので含まれないと思うんですけれども、そういうようなものも取り組んでやってこられたのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） リフレッシュのための休暇と申しますと、基本は夏休、特別休暇として夏期期間中7月から9月末まで3日間とすることができます。そのほか、有給休暇が十分な形で付与されてございますので、なるべく夏期休暇と有給休暇を合わせて連続休暇をとつていただいてリフレッシュをしていただきたいということを、夏期休暇の始まる時期には人事サイドから各所管所属長を通じて一応周知をしているところでございます。間もなく9月末を迎えるので、その休暇の取得状況はいずれ取りまとめる時期がまいりますけれども、おおむね職員各位夏休みをうまく利用しながら元気回復に努めているのかなというふうには感じてございます。

ただ、そのほかの新たな休暇の付与となりますと、制度的に今それはないわけでございますので、冒頭申し上げましたとおり有給休暇を十分使っていただいて、なるべく仕事に疲れを

残さないようなそういった配慮も各所属長の仕事でございますので、総務課サイドといたしましてもそのような配慮をしっかりとしていっていただくようにこれからも努めてまいりたいというふうには思います。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうです。この休暇が気軽にとれるようなそういう環境づくり、これからもういうふうな環境づくりに向けて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 附表で申し上げますが、附表の20ページ、研修事業について記載がございます。それで、昨今はさかんに政府も含めて女性登用というふうな、民間企業含めてですか、呼ばれておる昨今でございます。そういう観点から、当町におきましても現在の組織が弱体化する中で、あるいは男女共同参画という感覚の中で、女性職員の登用というものを中長期にわたって必要ではなかろうかというふうに思うわけでございます。そこで質問ですが、各種の研修に参加させておるようでございますが、この中で女性職員というのはどれくらい参加させてているのか、おわかりでしたら数字を教えてください。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員の研修総数は記してございますけれども、うち女性職員がそれぞれ何名出席したかというのは、申しわけございませんが、今は押されてございません。これは後ほど委員のほうにお示しさせていただきたいなというふうに思います。

また、委員のほうから予算、決算のたびに女性登用のお話頂戴してございます。職員採用におきましても十分そこら辺も加味しながら行ってございますけれども、昨今の動向からいたしますとやはりどうしてもテストの結果から言いますと女性のほうがやはり成績優秀者が多いという傾向ございますけれども、ただそれだけでなかなか職員の採用の部分難しい面もございますけれども、総合的に勘案しながら採用のほうをいたしてございますし、今年度そのような状況で行ってございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 数字は後刻で結構ですから教えてください。

総務課長話しますように、いわゆるこれからの社会というか、こういう変革の中で女性登用というものは非常に重要な分野になってくるんだろうという思いがございますので、いわゆる南三陸町として組織の中でそういう人材発掘というものを今後検討していっていただきたいなと強く思っております。以上です。

○委員長（山内昇一君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　3点ほど。5目の11節需用費であります。ここに燃料費、それから光熱水費といふようなことで2,000万強ぐらいあるわけですが、昨年よりは大分多いようですが、この多くなった理由ですね。

それから、58ページの9目の15節防犯灯設置ですが、昨年より大分減ったようであります。が、この設置箇所についてはこれで十分なのかどうかですね。

それから、61ページ、まちづくり推進費12目の19節負担金補助、この中でおらほのまちづくり支援事業補助金、昨年は125万ほどでありましたが、昨年でない、24年ですか。25年は410万といふようなことであります。この附表にもあるんですが、この補助金のその審査といいますか、算定といいますか、認定といいますか、その辺あたりの推移を説明願いたいと思います。

それから、66ページ、これは賦課徴収費ですか、2目のね。その過誤納付還付金ですか。これが1,242万、24年は901万だったのかな。304件。これ何件であったのか。それで、還付したその日にちはいつだったのか、この点説明願います。

○委員長（山内昇一君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　まず、1点目の財産管理費の需用費の関係のご質問でございますけれども、需用費全体にすれば9.9%の増でございましたけれども、うち燃料費につきましては本年度は昨年度と比較いたしますと13.3%の増、これは考えますとガソリンの値段の増加が一番影響しているんじゃないかなというふうに思います。私も中東情勢、それと円安の部分で輸入単価が上がってございますので、必然的にガソリン単価が上がっていってきましたという形でございます。それと、光熱水費は電気料もあわせて東北電力で値上げされてございますので、この部分が大きく影響しているのではないかなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君）　防犯対策費の防犯灯は十分かということなんですが、一昨年、平成24年度においては144基新設したわけですが、今年度は55基ということで、確かに減っております。これで当然私たちも十分とは思っておりませんで、今定例会の補正予算にもあげていましたが、新しい住宅地の造成が始まってまいります。そこに今回補正予算の中で140基ですか、大体の防犯灯を設置する予定でありますし、また、既存の集落においても各行政区のほうから申請あった分で今回17基ほど補正予算でとっております。今後住民の皆様の意見を聞きながら、防犯灯の設置に努めてまいりたいというように考えております。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おらほのまちづくり支援事業でございますが、附表の24ページに記載のとおり、8つの事業に対して410万円ほど補助をさせていただきました。この審査の基準なり流れということでございますが、基本的には町民が元気になるようにというような趣旨でやっておりますけれども、その中には若干の基準を設けさせていただいております。1つは、長続きするかと、継続性というふうな部分、それから公益性ということで、広く多くの方がこの事業にあやかれるかどうかとか、あとはタイムリーかと。今こういう状況なので、そういう状況にマッチしているのかどうかというのが判断の基準、逆にその申請する団体が備品を買うだとか、それから旅費交通費に充てるだとか、あとは趣味嗜好の延長だとか、そのような類いのものに多い場合には、残念ながら対象外というようなことで審査の委員さんのはうからはこういった統一的な基準で審査をやらせていただいているという状況です。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 過誤納還付金でございますが、昨年より大幅にふえているという部分でございますが、これは法人町民税の還付がこのうちの半分を占めているということで、件数は少ないんですが、額が500万を超えてるというような部分で昨年よりふえていると。中身については、申告等の修正申告等で更正が発生して起きている還付ということで、還付時期については毎月処理をさせていただいているというふうな状況で、総件数で歳出部分としては670件ほど還付させていただいております。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 最初の質問ですが、ガソリン、燃油の高騰ということであるようあります。また、その電気料あわせて上がったということありますが、これから何回も言うようですが、こういうことから節約をしていくべきであろうと思います。

それから、防犯灯ですが、140基予定ということであるようありますが、これから高台が進めば進むほどどうしても今までなかったところへ、だからといって既存のところはなくしていいのかというと、そもそもいきませんのでね。ふえる傾向にあると思いますが、いろいろと調査しながら危険箇所をピックアップして増設していくべきだらうとそう思います。

それから、まちづくりですか、この補助金ですね、結局今は説明もらったんですが、その財源そのものの上限といいますか、これが審査の全てが該当するのが何十件出ても、これ

は全てに補助するのかということなんですが、その辺あたりはどうなのか、もう一回説明をお願いします。

それから、過誤納であります、670件と大分あるようであります、間違って徴収したと、あるいはまた、何かの錯誤したんだろうと思いますが、できるだけ早く還付するべきであろうと思いますので、それに努めてもらいたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まちづくりの財源はふるさと納税を充てております。去年は500万円を予算ということで、26年度は既に1,000万円の予定で始めております。大きく3つに分かれています、30万、50万、100万円と、にぎわいなどの企画の分、それから全町民を対象とするようなものと大きく2系統に分かれています。それぞれの申請する案件に1件1件審査をしながら、場合によって当初予算で措置した予算が足りなければ、年度途中で追加補正をしてでもそういう活動をしたい団体を応援しようというようなことでやっておりますが、たまたま去年は予算の範囲内でおさまったというようなことでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 まちづくり、今後とも重要になってくるわけでありますので、そういうような団体が趣旨のもとに活動するのであれば、どんどん応援していくべきだろうと思いますので、その辺あたりの財源もきちんと確保しながら今後やっていっていただきたいなと思うります。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑は。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。今野です。第1点目は、ページ、62ページ、臨時バスについて伺いたいと思います。実は、きょう私、組合長をしている関係で新しい時刻表を配布させていただきました。それによると、結構波伝谷のバス停等見直ししていただいて、大分利用しやすいような形で当局もいろいろ検討なさっているということで、そこで私伺いたいのは、そういったせっかく使いやすいように運行しているバスなんですかけれども、実はバスいっぱい、いっぱいではないんですけども、今町民バスとあわせて運行しているわけですから、例えば一目で見てわかりやすいというか、派手な例えばBRTみたいに全塗装とかじゃなくて、何らかの前から見てバスが来たとわかるようなサインというか何か、そういったやつをつけていただくといいのかなと思うので、予算書を見ると不用額も出ているみたいですので、何らかの形で検討できるのかどうか。あとそれとあわせて、臨時バスの今後の運行の見通しについて伺いたいと思います。

第2点目、64ページ、13節コンビニ収納代行について伺いたいと思います。ここには委託料が出ていますけれども、現在収納するときにコンビニ、私も結構滞納というか、おくれる常習犯でして、コンビニに行って収納させていただくんですけれども、それでコンビニで収納すると手数料というのが何かそのコンビニ払わなきゃならないということで、たしかこの前聞きに行ったら60円ぐらいだと確認させていただいたんですけども、普通町で年を通してどれぐらいこのコンビニ収納があって支払っているか、その額等を教えていただければと思います。

第3点目なんですけれども、65ページ、附表の33ページ、選挙費について伺いたいと思います。この附表を見ると、各選挙での、当町はそうでもないんでしょうけれども、投票率が振るわない選挙もあるみたいですので、私も選挙というと、皆さんご存じのとおり嫌いなほうではないので昔は上を向き過ぎてほとんど「あいつは病気だ」なんて面と向かって言われ続けてきました。そこで、選挙のとき、そういう言いながらも、選挙のときの結構皆さん勢いというんですか、候補の方たちの。議会では影を潜めてしまうという声も聞かれつつあります。そこで、私伺いたいのは、選挙の方法というんですか、投票方法について、当局に聞いて対応できる範囲内の選挙について伺いたいと思います。私は実は変な持論なんですけれども、韓国のはうでも何かやっているらしいんですが、候補者の中で受かってほしくない人に投票するという投票方法があるらしいんですけども、その方法は実際もし実現可能のかどうか、これ伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目のバスの表示についてですが、都市部に行きますと自治体が市バスを交通局という形で経営していて、ラッピングをするというようなケースはたくさんあります非常にわかりやすいと思いますが、当町は今震災後ということで、町内のタクシ一事業者さんなどが所有するバスをお借りをして、そして1日幾らという形で契約をしているですから、なかなか目立つようにというような工夫はできないのですが、いずれ今後バスの新たな運行形態、これは有料化も含めてなんですけれども、運行形態をするときに、広告を載せることができないかとか、あるいはちょっとした表示板、前と後ろにそういうふうなことができないのか、毎月今運行事業者と定例会をやっておりますので、その会議の中で検討していきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） コンビニ収納の関係でございますが、委員がおっしゃるとお

り、こちら委託料のほかに同じ64ページの12節役務費手数料、これがコンビニに係る手数料が含まれている150万という数字でございますが、手数料につきましては1件につき63円で、現在いろいろな納付手段があるということで、口座振替だったり事業主が集める特別徴収だったり、あとは銀行の窓口での納付等で、そのコンビニの割合としては27%くらいがコンビニを利用されていると。ただし、この特別徴収という年金から天引きとか、事業主が集める、これらを除いた例えばコンビニと口座振替、一般納付との比較では、47%に上っているというような状況でございます。それで、額としてはこの3割から算出すると、ちょっと正確な数値ではございませんが、全収納額の金額的には2億くらいに上っているのかなというような感じでございます。もちろん保険料等も含めてということでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 選挙の投票に関するご質問でございますけれども、投票のみならず、開票全般全て選挙に係る部分については公職選挙法という法律で全て定められてございますので、今野委員のお話のような状況になるということは当然法律の改正をしなければできないということでございますので、現状ではいかなる方法であってもそのような考えは受け入れられないという形だと思います。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 バスについてなんですけれども、私思うには全塗装みたいなやつじゃなくて、経費をかけないでという意味で、例えば今いっぱいダンプが走っているんですけども、ダンプの方も何か交通安全みたいな小さな旗をつけて走っていますよね。ああいった形で、例えば2種類旗みたいなのを用意していただいて、片方はモアイでもいいでしょうし、あとはタコとかのデザインしていただいて、それをつけて走っていただいてもわかりやすいのかと思います。あともう1点、この前後に、今もつけているみたいですけれども、少し大き目の脱着可能なマグネットシートみたいなやつにある程度わかりやすいデザインをしてくっつけて走っていただいても、私的にはいいのかなと。実は、私も以前何回か利用しようとしましたが、通過された経緯があるものですから、個人的な恨みということではないんですが、こういったことを見直していただければ、今後利用しやすくなってきたバスの、ますます利用される方は何不便なく利用できると思います。

あと、コンビニの代行については、大体金額的なものはわかりました。そこで、あわせてコンビニ収納と関連するわけじゃないんですけども、納税組合が今どのような形で、以前でと私も地区の組合に入らせていただいて何年かに1回集金というか、集めたりなんかして

いたんですけども、それもいろんな関係でだんだん少なくなってきたているみたいですねけれども、私はこれから例えば災害の公営住宅等完成してきてコミュニティーの形成というんですか、いろんな個人情報その他難しい面もあると思うんですが、今後のこの納税組合の状況というか、あと現在納税組合はどのような形で存続しているのか、伺いたいと思います。

選挙については、選挙規則じゃなくてあるということなんですねけれども、実は投票方法にも記名式とかスタンプを押すとかというそういう幅というか、あったものですから、投票方法も大きい選挙ならその選挙法、何でしたか、公職選挙法ですか。それにあるでしょうけれども、町でするいろんな農業の選挙とか、そういったやつでしたら可能なのかどうか。もちろん町でやる選挙もどうなのか、そこをもう一度伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バスのマグネットの表示などというのは、非常に有力な方法であると私も思いますので、担当職員のほうに指示をして検討させたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 納税組合のことでございますが、震災で相当数の納税組合、震災当時123組合だと思いますが、存続しておったんですが、相当数の組合が被災された、また、組合長も亡くなられた方もいらっしゃるというような状況の中で、その親組合の、親組織の連合会という組織があるんですが、その連合会の総会において解散というような方向性を打ち出してございまして、24年に連合会等の清算を行っているというような状況でございます。組合のメリット等今までいろいろあった中で存続をされてきたわけですねけれども、やはり時代の趨勢というか、流れの中で個人情報を特定の方が管理するというのはいかがなものかというような風潮が出てきておりまして、年々組合数が減少傾向にございました。実際、隣の気仙沼市等でも解散という方向を打ち出して現在に至っているということで、今後のその情報提供等はしていきたいとは思っておりますが、現在の納付手段等幅広く町民の皆さんのが納付しやすいような環境づくりで対応していくければと考えております。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 現行の構成法をベースに基本として町の公職選挙執行規定を規定してございますので、大もとの構成法上はあくまで指示する候補者を選挙するというのが大原則で法律の趣旨がうたわれてございますので、その部分が改正されない限りは町の執行規定も改正することはできないでしょうし、現行の選挙の方法で選挙するしかないのかなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 最後に1点だけ、今納税組合について質問したんですけれども、現在納税組合があるのかどうかということの答弁がなかったみたいですので、そこをお聞かせいただきたいと思います。私自身は、先ほど課長答弁あったように、個人情報等が厳しくなっていろいろ難しいということもわかります。実は私も組合に入っていた当時、皆さんすごい高額を払うのにうちだけ少ない思いでいっぱい恥ずかしい思いをしたことがありますので、そこで最後に繰り返しますけれども、現在の納税組合の数をお伺いしたいと思います。

あともう1点あわせて、今後先ほど私申したように、町営住宅が団地化なるので、何らかの新しい形での納税組合的なものを模索できないものかどうか伺って終わりにしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現在活動している組合はございません。ですので、組合単位で収納をお願いしているということは一切なくなっております。今後の組合のあり方等については、納税貯蓄組合法という法律があって、その組合で一時的に預かる預貯金等に税金がかからないとか、いろんなそういったメリットがあって今まで続いてきた部分もあるんですが、そういった情報提供はしながらも、先ほど申し上げましたとおり収納手段が大分コンビニだったり口座振替、そういった部分で直接銀行窓口に行かなくても納付する手段等が他にもありますので、そういった部分の周知を図っていければと考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 最後もう一回確認したいんですけども、今の収納方法で今ネットでの送金というか、そういったやつができるみたいなんですけれども、そういったやつは現在できるのか。ネットで振り込みというんですか、そういったやつはできているのか、できていないのかだけ伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ネットの納付につきましては、当町はまだ採用しておりません。手数料とか納付金額の制限等がありまして、検討は進めておるところですが、ペイジーとかクレジット収納とか、いろいろな納付手段が他にもあるということは現在そういった情報を収集して、今後どのような形で取り入れられるかというのは検討していきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 前者質問をしたようですが、町長交際費ですが、課長の答弁聞いていますと、昨年もこれぐらいの予算をとったと。昨年ってその前の年ですか。24年だね。その以前はもっとあったんだということでした。当初予算をとる、編成するというときに、何を根拠にやるんだろうということになるんですけどもね。昨年もこれぐらいとったからことしもこれぐらいだというようなやり方なのか、あるいはきちんとして、これはたまたま今回町長交際費について質問するんですが、ほかのものも全て本当は言いたいんですが、まずもってこの町長交際費に限るんですが、例えば年間町長の行事、大体把握できるわけですよね。むしろこの町長交際費が不足になって補正を組むぐらいにならなくてはならないのかなと。要するに、町長の行事といいますか、仕事、どんどんふえるわけですから、やっているうちにね。当初見込んだやつよりもかなりふえてくる。どうしても補正しなくてはならないという形であればこれはいいんですが、このように数字であらわれてくると、果たして町長仕事してねえんでないかというような疑念も抱かれるのは当然だと思うんですね。

先ほどの不適切な支出は避けるような発言もあったんだけれども、その適切か不適切かというその判断基準はどこで誰が何を基準にして決めているのかよくわかりませんけれども、要するに町長は今年度はこれぐらいの行事があって、そして交際費として支出をするのがこれぐらいだと。こういったところに出張して、それにはただ行かれないから手土産を持っていかなければならぬんだと、そういったことで交際費というのがあると私は思っているんですけどもね。個人の飲み会に交際費使うわけでもないから、それは不適切な支出になりますけれどもね。ですから、この120万というその根拠といいますか、当初予算を編成するに当たってその定める額というものが何を根拠に、ただ去年もそうだったからことしもこれぐらいだというような感覚でやっているのかどうか。

私は、多分総務課長、120万充て稼いでもらいたいなど、町長にはいっぱい動いてもらいたいなということでこの額をお示しになったのかなと。しかし、町長はなかなか動かない、使わない。使った額よりも残した額のほうが大きい。120万の予算に対して43万使った、44万か。76万、80万残している。これは中身を聞けばわかるんですよ。だけれども、こういうふうに数字として形として残ると、町長、何だ、さっぱり動かないんでないかというようなことになるから、そうであれば最初から80万とか50万の予算編成すべきではなかったのかということですよ。

次に、これも前者がお話ししていたんですが、62ページのおらほのまちづくりというところ

で、補助金とその委員の方々への謝金ですね。委員会委員謝金というのは、これがおらほのまちづくりの事業として適正かどうかということを審査といいますか、をやると。そういう方々への謝金かと思います。今回8件の事業団体、これはあくまでも個人ではなくいろいろな団体の申請かと思うんですけれども、個人の申請もどういうふうな要項になっているのか。いろんな団体でこの申請するんだと思うんですけれどもね。30万、50万、100万というような区分があるようですが、それで、25年度は8事業に対して行われたんですが、その申請件数、去年の。申請件数は何件あって、その要項、例えば補助要項というのがあると思うんですよね。このおらほのまちづくり事業というものがこういった基準、先ほど課長も公益的なこと、公益性があるかとか、さまざまあると思うんですね。それに外れたということでこの8団体、8団体が申請して8団体が補助金もらったのであればいいんですが、そのほかにも申請したけれども外れたという団体が何件あって、私どもその要項というのが、あのときこのおらほのまちづくりのやつをつくったときに要項渡されましたかね。改めてつくっているかと思うんですよ。その内容はどうなっているのか。その要項に沿っている、沿っていないという最終判断、補助対象になるかならないかという最終判断は、この委員の方々でやるのか、町がやるのか。その辺どうなっているのか。

○委員長（山内昇一君）　　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　　まず、交際費の考え方でございますけれども、三浦委員ある意味ご指摘のとおりの部分もあろうかなというふうには認識してございます。通常予算編成、各科目は当然細かな経費の積み上げで予算をつくりまして、無駄な経費は残さないというのが基本的な考え方だと思いますけれども、こと町長交際費に関しましては、やはり町長の年間行事で大体決まっているのは本当の公の行事ぐらいでございますので、そのほかの部分については一、二ヶ月の間に新たな行事が毎月のように入っていますので、それに応じた形で来客の対応とか出張を行っている現状でございます。各年の決算を町長交際費だけ拝見いたしますと、22年度、23年度はほぼ満額の予算執行した経緯もございます。24年度は92万くらいということで、三、四十万残額としては残ってございますけれども、公務の出張の内容にもありますので、一概にその執行額の多寡に応じてその内容を判断するのは難しいかなというふうにも考えてございます。

ただ、ご指摘の部分もございますので、昨今の執行状況を鑑みまして来年度の予算編成に当たっては少しこちら辺も検討を要するのかなというふうには考えてございますけれども、それも26年度の決算状況のおおむねの推計を見ましての予算編成になろうかと思いますので、

十分に意を用いてまいりたいなというふうには思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おらほのまちづくり支援事業の要項などにつきましてですが、まず、先ほど申し上げましたように、大きく3つに分かれております。公益的活動につながるようなもの、それから集いとにぎわいに関連するもの、それから全町的な事業ということで、基本的に申請ができるものは団体ということで限定をしてございます。それから、金額は先ほど申し上げたとおり30万、50万、100万円というくくりでございます。審査の方法ですけれども、民間の町民の各団体の代表の委員さん、それから町の職員と合わせて9名で審査をしてございます。一定の評価調書といいますか、点数をつけるやつがあるんですけれども、その点数をそれぞれ持ち寄って最終的にその委員さんみんなで事業の内容、妥当性について1件1件議論しながら決定をすると、そういう手法でございます。

それから、25年度に全部で何事業申請あって、そのうち漏れたのが何件あるかということにつきましては、ちょっと今手持ちございませんので、後ほどご報告させていただきます。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○委員長（山内昇一君） おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三浦清人委員の質疑を続行いたします。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 午前中のご質問で答弁漏れがございましたので、報告をいたします。

25年度のおらほのまちづくり事業の応募総数でございますが、23事業ございました。そのうち採択事業が8事業でございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 お昼を食べたら、最初に質問したのが、あ、町長交際費でしたね。総務課長のほうから、これから予算のとり方をお話がありましたので、やはりきっちとした予算、我々も議決をした責任上、やはりこれを事業をするために、あるいは予算をとった内容については適正に行われるのだろうということで予算可決をしているわけですからね。やらなか

ったから残ったやでは、なかなかそれでは納得のいくものじゃありませんので、予算編成に当たっては十分考えてやっていただきたいと思います。

それから、そのおらほなんですが、23事業と。いろんな内容の事業があったかもとは思います。ただ、先ほど課長が言ったような要項に沿わない事業も多々あるのかなと。この中で、要するに8事業、従来やっていた事業ありますよね。震災前からですね。このおらほのまちづくりの補助事業が行われる以前に、地域性、公益性、いろんなものを兼ね備えてやられている事業があるかと思います。そういった事業も対象になるのかどうなのか。申請すればですよ、申請すれば。そういうところ、不特定多数という言葉はどうなのかわかりませんが、ある地域に限定型の事業、公益性ということはどの辺までの公益性なのかね。広域ですか、も含めながらね。やはりその辺はどうなるのか。従来ずっとやってきた事業がたまたまそのおらほのまちづくり事業の要するに要項に沿えば、それらに対しても補助対象になるのかということの質問なんですけれども。

それから、これは個人ではなく団体かと思います。団体。町のほうでもいろいろとお聞きになっているかと思うんですけども、その団体がですね、その団体の代表といいますか、構成といいますか、いろんな問題を起こしたと。特に刑事事件なども起こしているということになったときに、町の対応というのはどういうふうになるのか。それはそれ、これはこれという見方をするのか。要するに、公金を補助してやる団体あるいは構成員がそういった事件、事故などを起こした際のそういう事業に対する、補助に対することについての取り消しとか、今後受け付けをしないとか、いろいろあるかと思います。その要項なるものがきちんと私どもわからないで、補助対象になればいいんだと、あとは何をやってもいいんだというような要項なのかなと。例えばいろいろあるでしょう。公営住宅、町営住宅に入る際には、いろいろ犯罪を起こしてはあそこに入れられないとか、要するに世間に迷惑かけるとか、いろいろあるでしょうから。こういった場合の事業補助にした場合に、そういう事件、事故が起きた場合の町の、町がどのような対応なっているのか。その辺をお聞かせいただきたいと。

それから、前者が有料道路の町が負担するといいますか、認めるという件、総務課長はこれから検討して幾らでも時間有効活用してもらうということでお話がありましたので、ぜひ早目に、できれば今月中に決めてもらいたい。11月1日あたりから施行なるようなやり方を、やはり時間との戦いですから、決めるのも早いほうがいいと思いますよ。ぜひそのようにやっていただきたいというふうに思います。その辺の考え方も。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、従来震災前から行われていた各種イベントあるいは地域の行事、そういったものの復活などに対して、このまちづくりで支援ができないのかということですけれども、基本的に制度要項の趣旨に沿えば、私はオーケーだろうというふうに思っています。ちょっと記憶が定かではないんですが、震災前に合同庁舎の裏あたりで何か屋台村みたいなものをやったときがありまして、それがこの制度ができたきっかけだったという記憶をしてございますので、今後各地域、地域限定でのそういう行事に対しても十分それは適用範囲だろうというふうには思いますが、いずれその団体の方から事業の内容をよく聞いてからということにはなると思います。

それから、2番目のそういったその団体に対する対応でございますけれども、もちろんこれはその地域のにぎわい、集い、元気づくりの事業とはいえ、やはり公金を使うものですので、そこには一定の制約があるべきだというふうには思っております。今回の多分夏ごろに起きた案件のことなのかなとは思うんですけれども、当然申請が出される前に内々の相談に来るわけですから、そういったところにはまず地域との合意形成がしっかりとできているのかどうかというような基本中のところを確認をした上で、各団体の事業計画をよく聞き取りをして審査会にお出しをしているということになります。当然、そういった団体がまたこの後もということになれば、そういった審査をする上では一定の制約なり制限が出てくるということは思っております。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 有料道路の使用に関するご質問でございますけれども、時期も含めて、それと個人の精算ですとその精算行為に大変なまた時間等も要しますので、公用車両へのE T Cの設置も含めて少し総体的な形で検討させていただいて、なるべく早く対応していきたいなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 では、2周目。今、ほかの委員の方もご質問した部分と重複するんですけれども、62ページのおらほのまちづくり事業ですね。今後も続けていきたいと、地域のにぎわいとかをソフト事業に補助金を出してそうして支援していくんだという考え方があるということは確認させていただきましたが、1点は、先ほどもちょっと出ましたけれども、その申請の手続であるとか、基本的にはその団体がイベントなりその事業をやりたいという団体が企画書なりなにを提出して事業を採択していただくという流れなんだろうと思いますので、そ

の手続をなるべく多くの町民に利用していただくためには簡略化するとか、その説明会を開くとか、そういうことも必要になっていくのかなと思います。その辺のお考え、今のところどうなのかなということと、それから聞くところですと、その金額がやはり30万、50万、今は100万までの上限があるようですけれども、後からの精算になるというお話をちょっと伺ったことがあります。なので、100万円の事業をやろうとすると、とりあえず100万払っておいて、後から精算するんだという手続が基本的な考え方だと伺っておりますので、そこも例えば前払いしたりとか、概算で半分でも先に払うとか、そういう制度はあるのかないのか、ちょっとお伺いしたいなど。

それがないと、なかなかイベントであったり、その事業ですね、このいい制度を利用する方々の門戸は広がっていかないのかなと思いますので、そこをちょっとお考えいただきたいということと、もう1点は、その行われている事業が、事業をやっていただきて、例えばその日とかその地域とかが盛り上がって、町民に活力を与えられるというのは非常にいいと思うんですけども、それを例えば「なるほど、こういうアイデアもあったのか」と行政サイドにフィードバックするというか、参考にしていただきて、例えばこれはもっと町で力を入れてやっていく事業があるねとか、そういうお金を出して終わりではなくて、その後の町のにぎわいづくりに、これからのかまちづくりに参考になるような、そういうシステムではないかもわかりませんが、行政サイドに返ってくるものがあるのかないのか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 申請の手続上の仕組みということでございますが、今は広報等で周知をしまして、その内容に沿って各団体が役場の窓口に来て申請書の書き方などの指導を受けながら出すと。実は、私も昨夜、ことしの第2次の募集の事業資料をちょっと見ながら担当に話をしたんですけども、町の周知の仕方として、おらほのかまちづくり支援事業、26年度こうやりますよという周知だけではなくて、先ほど三浦委員からもあったように、せっかく頑張って事業を町に申請をした。でも、8つぐらいの事業しか採択にならないということになれば、各団体さんのいろいろな企画力、そういうものはまたあるにせよ、町のその募集の仕方といいますか、例えばこういうくだけた事業でもいいんだよというような、斬新性を奨励するようなそういう周知の仕方ってないんだろうかなというような議論を、現実的にそれをやるかやらないかは別ですけれども、そういうことをちょっと感じました。

それから、前払いについては、ちょっと事務手続上の問題で今やっているかどうかはわかり

ませんが、額が大きければ、これは必要があれば2分の1とかという形で前払いをとってもよいかなと思っております。

それから、出されたアイデアの中からまちづくりの施策に生かせるようなものがないかということなんですけれども、結論的にはないじゃないですが、ただ、審査で思うのは、このおらほのまちづくりではなくて、町の社会教育とか文化・スポーツという政策としてやっていったほうがより効果があるんじゃないかというようなものはたまにあります。例えば、郷土文化、郷土芸能というんですかね、郷土芸能に近いようなものを衣装をそろえたりとか、練習場を確保したりとかというような部分で、こういったそのおらほのまちづくり事業を使うのではなくて、ちゃんと政策としてやっていったほうがいいのかなというようなこともございましたので、そういうことも含めてこれからしっかり検討していきたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今大体こちら側の質問として、今後検討していく材料が明るい方向へ進んでいくのかなというのを感じました。

その行政サイドへのこのフィードバックというところですけれども、政策として例えば後押ししていく価値というのはちょっと言い方がよくないかもわかりませんが、後押ししていく必要がある。そのほうがより効果が出るというようなことがあるのであれば、それはぜひ後押ししていただきたいなと思います。これを言いますのは、25年度の事業の採択のされた事業名等見ましても、町の若い人が企画して運営して参加しているということが割合多いのかなと思います。なかなか自分たちが誰にどうやって意見を言っていいのか、なかなか難しい、わからないという声をよく聞きますので、こういったところでそのある程度成果というか、自分たちのその力を見せれば、それが町に伝わっていくんだなという一つの材料にしていただきたいという思いがありますので、自分の思いを込めてちょっと申し述べさせていただいたところがあります。

もう1点はちょっと違う質問なんですけれども、同じ62ページで災害臨時バスの決算が出ております。ここ1点ちょっとお伺いしたいんですけども、バスのダイヤ日々改正されて、大変なご努力をされているんだろうと思います。町が変遷していく中で、そのバスの運行というのは今後検討していかなければいけないというのは予算の審議のときにもお話しさせていただきましたし、それはぜひ続けていただきたいなと思いますが、具体的にそのバスのダイヤを組みかえる、組み直すというのに、どれぐらいの期間が今かかっているのか。もしく

はその人手というか、どれぐらいの人員を割かないとそのバスの運行を整備するのに要するのかということをちょっとお伺いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おらほのまちづくり事業につきましては、そういう方向で検討を加えていきます。

それから、バスのダイヤ改正のスパンといいますか、体制といいますか、現在コンサルを頼んでおります。日々町の復興状況が変わります。そうしますと、道路、橋などのインフラの環境も変わりますので、そういった状況を常に観察をしながら、国の事業、県の事業、町の事業、それによって安全な運行ルートがどこがいいのかというようなことを検証しながらやっております。大体期間としてどれくらいかかるのかというようなことなんですけれども、1カ月とか2カ月とかということではなくて、差し当たって今その困っているところとか、不便なところとか、それからBRTとダブっていて無駄なところはないのかというようなところも含めて日々チェックをしているということでございますので、そのダイヤ改正のサイクルが何日置きかという部分については、ちょっとこちらで答える状況にはございません。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 バスですけれども、やはり車を持っていない方とか、非常に有効な公共交通機関になっているんだろうと思いますし、今は災害臨時バスということで無料で運行していますので、今後その形態が変わっていくときに、震災後3年のそのノウハウの蓄積みたいなものがあるのかないのかというのは、これ非常に重要なことだろうと思うんです。毎回、毎回ここの見直しがだんだん洗練されていかないと、使う側も自分たちの利便性に合わないし、改正するほうも時間ばかりかかってお金ばかりかかってということになりますので、その制度というか、情報をしっかり蓄積して、より町民のサービス、行き届いたサービス、かゆいところに手が届くようなサービスを提供できるように継続してやっていただきたいなと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 附表の32ページの人口動態状況というのがあります。この生まれた数、死亡した数、これを見てどういうふうな考え方を持つか。人口減少が著しいので、これをどういうふうに捉えておるか。後ほどいろいろ民生費とか教育費、さまざま出てくると思うんですけれども、いろんな予算措置をして政策を打ってきたけれども、なかなかこういう大問題であるのは解決できていない現状ですが、総括的みたいになって大変恐縮ですけれども、あ

えてこの場でこの人口動態状況のところでその辺の考え方、また、今後の取り組み方についてお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 人口の状況につきましては、この附表にあるとおり1万4,500人と。言うまでもなく東日本大震災の影響ということでございます。今後の取り組みということで、過般過疎法の事業を使つたいろいろな政策というようなことも含めて申し上げてまいりましたが、何度も申し上げますように、まずは高台移転、住宅再建を復興させるということに全力を掲げるということに尽きると思いますし、また、少しずつ低地部の基盤ができるまいりましたので、町民の生活利便回復にもつながるようにやっていくということになろうかと思います。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 この全体としてはそうでありましょうけれども、多分震災前大体100名前後の子供が生まれていたとそういうふうに記憶してございます。先ほど言ったように死亡者が201人で生まれた方が67人だと。これは町の今後を占っていく上で大変重要なことでありますし、ある意味また学校運営とかさまざまことで影響が出てくるわけでございます。67人といいますと、これからこの子供たちが6年後に入学するまでに、いろんな状況で大幅な変化が生じて人口増につながるかもしれませんけれども、このまでいったら町内5校あった学校で大体1校だったり、あるいは大きい志津川小学校でも十五、六人ぐらいになっちゃうのかなと、そんなことを危惧するわけであります。そのために先ほど言いましたように、いろんな民生費とか何とかいろんな政策を行つてゐるけれども、それがなかなか、これは24年度のことでございますから、その結果がまだことしに即反映してきているわけではございませんけれども、いろんな意味で津波前から含めていろんな政策運営をやってきたのが、それが必ずしも重要課題であるにもかかわらず反映がされていない。産み育てやすい環境づくりとかそれにマッチしていないということでありましょう。となれば、ここでちょっと早いですけれども来年度いろんな事業を計画する中には、そういうピンポイントでやっていくべきかなと、私はそんなふうに捉えております。

201人亡くなつて67人、百何十人少なくなつてゐるんです、1年間でね。その数字だけでは一概に言えないかと思うんですけども、その辺いろんなことで政策に意を持って取り組んでいく気があるかどうか。ある意味、一般質問等でもおののがそれぞれのいろんな考え方等を提案していますので、それをなかなか反映されていない現状を鑑みまして、私はこの町の

行く末を案じて今あえてこの場で話しているわけですけれども、再度お願ひします。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 過疎のときにも若干説明いたしましたが、今回安倍内閣の新たな目玉として「まち・ひと・しごと」ということで人口定住対策に徹底的に取り組むと。それに必要な財源も潤沢につけると。法律の細かいところはまだ明らかではないようですが、それによって都道府県に義務を課すと。数値目標を掲げろということだと思うんですね。今的人口減少をこれぐらいにとめると。市町村にはそこまでの義務はおりてこないと思うんですけども、当然努力はしなければいけないということになりますので、今までとは打って変わって国が本気でこのことに取り組むということになれば、制度も財源もしっかりとつくわけですので、それに沿って町も定住化対策をつくってやっていくということになりますし、なおさら当町は東日本大震災で大変大きな被災を受けて、この町に残ろうという人に対してしっかりと政策でカバーをしていかなければいけない状況でございますので、そこはしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 企画課長の考え方というか、熱意はわかりました。本当に町存続できるかどうか、大変な案件でございます。細かい数字を本当は聞きたかったんです。例えば、ここ5年ぐらいさかのぼってどれぐらい生まれてどうだとか、あとはそれでもって学校入学児童とかいろんなことね。幼稚園、保育所の就園児等の数も出てくるであります。それらを踏まえて過疎債活用とかいろいろなことあります。それらを本当にこのままでは大変だということで取り組んでいただければいいのかなと。ここは総務でございますので、私この辺で終わりますけれども、そういうふうな面で本当に、あえて言いますればこれまでのいろんな取り組みあったけれども、それがなかなか効果が出てこないんだと、これからはもっとそういう効果が出てくるような政策、そして展開をしていただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 人口定住者、政府の地方の創生会議等々でこれから地域の人口をふやすというか、減少を防ぐというか、そういったメニューがこれから出てくるんだと思います。いち早くやはり町の考え方、もうわかっているんですから、どういうふうなことが出てくるのかということはおおよそね。ですから、出てきた段階ですぐにでも対応できるような町の考え方というか、施策といいますか、そういったものをやはりつくっていかなきやならないのかなというように思いますし、一般質問で町長からそのことについてもいろいろとお話をさせ

てもらいましたけれども、課長としてね、課長。担当課長として、我が町、この定住化といいますか、少子化も含めてですが、この人口減を防ぐためには何が必要だと課長としてお考えなのか、その辺をお聞かせいただきたい。政策的なことになるかもしれませんし、また、担当職員専門職としての考え方をお聞かせいただければ。といいますのは、幾ら課長立派な考え方持っても、町長に認めてもらえないとなかなか実行できないこともあるのでね。この際ですからいいチャンスだと思いますよ、課長にとっては。発表する段階としてね。場としてはね。お聞かせいただきたいと。

そういうことで、これは災害公営住宅のときに質問しようかなとは思っておったんですが、今人口の動向という内容の中で聞くんですが、災害公営住宅、ご存じのとおり開所というんですか、完成して入居が始まつて空き室の問題が出てきておりますが、当初入る予定だった方々がいろいろな事情によって入らなくて済むといいますか、入らないようになったと。その要因はいろいろあるんですけども、私がお聞きするのは、登米市に災害公営住宅できましたね、登米市に。登米市はいち早く我が町が完成する前に完成しておったんです。入る条件としては、住所をまずもって移せと。そして申請しなさいということで、多くの方々が住所を移転して申請をして、それも抽選でしたけれどもね。あったわけなんですが、そういう目的で、登米市の災害公営住宅、よその市でもありますけれども、その目的で我が町から住所を変更した方々の人数というのは把握しているのかどうか。個人名まで要りませんけれどもね。その辺どうなっているのか。またさらに、新しい住宅、登米市でね、新しい住宅建設を待つために住所をそのままに登米市になっているのかどうか。外れたからとまた南三陸町に住所を移したわけでないと思うので、その方々が何人ぐらいいるのかなということです。

それから、人事の関係、採用ということで、以前から各事業所、企業、町も含めてなんですが、障害のある方を雇用しなきやならないということになっておりまして、その人数によって、社員、従業員の人数によって割り当てがあるわけです。今般、法の改正がありまして、200人に何人というやつが100人に何人ということでいろいろと法律改正になりまして、我が町ではそういった改正に伴つての人員というのはどうなっているのか。それから、障害にもありますけれども、なかなかその事業になじまないと、なじみにくいと、採用してもね。その際に新たに創設されたそういった方々を指導する制度も確立された。我が町では、「心配ないですよ」と、「何もそういった制度に利用しなくても大丈夫ですよ」であればいいんですけども、もしそういった制度を利用する今後考えがあるのかどうか。何と言いましたか、ちょっと私もど忘れしたんですけども、何コーチ制度と言いましたか、ジョブコーチ

制度だったかな、横文字なんですね。ちょっと私横文字弱いので今記憶がないんですが、そういうといったコーチ制度が導入というか、制度が開設されたので、そういう制度を町としては利用する、しなくとも間に合えばいいんですけどもね。どういうふうな考え方なのか、その辺のところ。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 人口減少対策というようなお尋ねでございましたが、担当課長としてどう思っているかと。こういう質問が出なければいいのになといつも思っているんですが、これはうちの町だけではなくてどこの自治体さんも震災前関係なくその共通の悩み、問題だったと思います。その結果として、日本全国がこういったその人口減少、1億を切るというような部分がささやかれているわけです。それに対して何が一番大切な要素かというようなことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり住まいの再建というのがうちの場合は一番優先されるのではないかと。そして、あえて言えば、収入を得なければ、幾ら家を建てても暮らしてはいけないと思いますので、収入も同じぐらいに大切なのかなと思っております。これが地元であれ、町外であれ、やはり世帯をあるいは家族を養っていくために、収入というのも非常に大切な要素かなと。そのほかにも子供の教育や保育所の関係ですか、医療や福祉、介護、そういう買いたい物も含めてさまざまな課題がありますので、それをこの数年の短期間のうちに一気に当町はやろうとしているわけでございますので、やはり手順、順番がありますので、後回しになるようなメニューも確かにあるかと思いますけれども、優先順位をしっかりとつけて、全ての政策が絡み合わないと人口を食いとめるということにはならないと思いますので、そういうことでやっていきたいと。

先ほど菅原委員にも申し上げましたが、国がそういう制度をつくったということで、これまで表立ってやりたくてもやれなかった事業に対して、今度は国の制度とお金を使ってやれる環境ができるくるわけで、そこはしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） では、質問にお答えしたいと思います。

直近の数字でございますが、26年5月時点での平成23年3月からの累計の数字ということで、登米市だけをとてみれば1,096名の方が転出、南三陸町から転出しております。その逆に200名弱の方が転入というような数字もある中で、ご質問のその災害公営住宅に入居された方の住所の移動に関してですが、こういった登米市に既に住所を移動した方が転居して入っ

たという部分についてはこちらでどうしても把握のしようがないという部分でございますが、ちょっと古いデータで確認した時点では、新しい災害公営住宅ができ上がったというときに2名ほどの移動を確認してございます。南三陸町からの移動ということで。その逆に、今般、入谷、名足の災害公営住宅ができた時点で、登米市から転入された方が1名いると。一時的に仮設住宅のほうに住所を移した方というようなことで捉えてございます。

○委員長（山内昇一君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　災害公営というくくりの中でのお話も出ておりましたので、現在再建意向のわからない方々に対しての調査のまだ集計中でございますが、当課でつかんでいる部分といたしましては、今後の見込みも含めてということで答えさせていただきますが、登米市の災害公営住宅へ意向を示している方、あるいは入った方も含めて31世帯という数字は調査の中では現段階としてつかんでいるところでございます。

登米市以外にも仙台市、大崎、そういったお話も伺っておりまして、全て合わせますと町外の災害公営住宅に入った方、あるいは今後入る方も含めてなんですが、71世帯という調査の現段階での数字はつかんでございます。登米市含めてです。

○委員長（山内昇一君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　障害者雇用の関係のご質問でございますけれども、この指導制度の内容につきまして、ちょっと私も熟知していない部分がございますので、その辺の導入のいかんについてはちょっと明確には答弁できませんけれども、現在町長部局において障害者雇用数、必要数というのが絶対数で4名必要となってございまして、1名職員おりますので3名不足の状況でございます。実はこの4月に1名採用予定で決定した職員、男性おりましたけれども、採用直前に辞退するといったこともありますて、絶対数ふえてございません。今年度も来年1月になろうかと思いますけれども、障害者の雇用を一応2名ほど予定してございますので、今後周知いたしまして採用試験の実施になろうかなというふうにございますので、今年度末の動向を見てそういった制度の利用も検討すべきなのかなというふうには感じておりますので、いずれ年度末になってから改めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君）　ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費、73ページから96ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君）　それでは、3款民生費についてご説明をさせていただきます。

ページ数は73ページになります。

支出済額で158億900万というようなことでございますが、昨年度が197億2,000万ですから、3億以上減っているというような状況でございます。その原因につきましては、災害救助費で廃棄物の処理委託料、これが30億以上減っているというようなことでございます。

それでは、次の75、76ページをお開きください。

まず、1目の社会福祉総務費からまいります。報酬でございますが、345万3,000円、社会福祉委員の報酬となっております。これは民生委員、児童委員50名分の報酬になります。それから、下段になります。19節負担金補助及び交付金でございます。福祉活動専門員設置費事業補助金というようなことで1,881万4,000円、これは社会福祉協議会への補助金になります。

次のページ、77ページ、78ページをお開きください。

2目の国民年金事務費については、記載のとおりでございます。

3目老人福祉費でございます。まず、報償費として敬老祝い金151万円ですが、数え100歳の方1名です。それから、88歳、いわゆる米寿の方が101名になります。それから、13節委託料でございます。老人福祉センターの指定管理委託料312万というようなことで社会福祉協議会へ指定管理委託料をお支払いしております。それから、敬老会の開催委託料で318万8,000円と、これにつきましてはホテル観洋さんで3日間開催した敬老会のいわゆる委託料になります。それから、19節負担金補助及び交付金です。上からまいりますが、86万1,000円、これは老人保健施設の建設利子補給金というようなことでつつじ苑の分になります。それから、特別養護老人ホームの借入金の償還助成金350万は旭浦会さん、いわゆる慈恵園さんですね、そちらの分になります。介護基盤緊急整備事業の補助金4,181万2,000円、それからその下の助成特別対策事業補助金につきましては、これは両方同じで湖聖会さん、いわゆる小規模多機能ホーム南三陸というようなことで沼田にできたそちらのほうの補助金になります。それから、その下の介護基盤緊急整備事業の3,000万につきましては、戸倉のデイサービスの分でございます。それから、20節の扶助費につきましては、老人保護措置費として5名分の措置費になります。

次に、4目の障害者福祉費でございます。

79、80ページ、中段になりますか、委託料でございます。地域活動支援センター委託料878万7,000円、それから相談支援事業884万7,000円、その下の移動支援事業、これはいずれも洗心会さんへの委託料になります。20節の扶助費で2億7,682万7,000円というようなことでござります。

ざいますが、これにつきましてはいずれも法定給付に当たるものでございます。附表のほうに詳しく掲載をしております。ここで難病患者等通院費助成費として98万9,000円支出しておりますが、透析患者22名の方への助成金になります。

81ページ、82ページをお開きください。

5目の地域包括支援センター費でございます。13節の委託料の部分ですね。ここで地域いきいき支援体制づくり事業委託料として543万7,000円支出しておりますが、これは町内高齢者の生活不活発病に係る生活機能調査を委託したものでございます。

それから、6目の後期高齢者医療費でございますが、19節の負担金補助及び交付金として1億9,360万5,000円支出しております。これにつきましては、後期高齢者広域連合への負担金、それから療養給付費の負担金、いわゆる医療費の分ということになります。

83、84ページ、お開きください。

7目の介護保険費です。2億2,213万4,000円ほど支出しております。これにつきましては、介護保険特別会計、それから居宅介護支援事業特別会計への繰出金が主たるものというようなことになります。

8目の老人医療費については記載のとおりでございます。

9目被災者支援費というようなことになります。

次の85ページ、86ページをお開きください。

上段になります。13節委託料ですが、地域支え合い体制づくり事業委託料として1億4,618万円ほど支出しておりますが、内訳を申しますと、被災者支援センターの運営委託料、これが2,834万7,000円、復興支援センター運営委託料、これにつきましてはいわゆるボラセンでございます。ボランティアセンター、2,331万1,000円と、それから福祉仮設の住宅運営委託料8,601万7,000円、それから被災者支援システムの導入委託料が850万5,000円というようなことです。18節の備品購入費ですが、これは応急仮設住宅集会所への物置等の備品代というようなことになります。

2項の児童福祉費になります。

児童福祉総務費でございますが、13節委託料というようなことで、649万1,000円支出しておりますが、これはいわゆる広域入所というようなことで登米市の4施設10人分というようなことになります。

87、88ページ、お開きください。

扶助費でございます。2億174万円、児童手当でございますが、対象児童907名に係るいわゆ

る児童手当というようなことになります。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療費助成が主たるものというようなことになります。

それから、子ども医療対策費については、子ども医療費支払い事務手数料が主たるものになります。

それから、5目の保育所費です。これにつきましては、志津川保育所、伊里前保育所に係る費用でございます。87、88ページについては人件費になります。

次のページをお開きください。89ページ、90ページです。

15節で工事請負費を支出しておりますが、志津川保育所分56万5,000円についてはエアコンの修繕です。それから、伊里前保育所については排水管を修繕をしているということです。18節の備品購入費につきましては、ファンヒーターの暖房器具を購入しているというようなことです。

6目の保育園費、これは名足保育園に係る所要の費用を計上しております。

次のページ、91、92ページをお開きください。

工事請負費で84万円支出しておりますが、遊具の修繕でございます。

7目の子育て支援事業費というようなことになります。これにつきましては、主に志津川小学校敷地内で事業を展開している子育て支援センターの所要の経費を計上したものでございます。

93、94ページをお開きください。

放課後児童クラブ費でございます。志津川、歌津地区の放課後児童クラブに係る所要額を計上したものでございます。

95ページ、96ページ、3項の災害救助費でございます。

災害救助費につきましては、委託料として一番大きいのが災害廃棄物の処理委託料というようなことで119億4,400万、それから応急仮設住宅の浄化槽管理委託料で2,520万というようなことでございます。20節の扶助費でございます。災害弔慰金250万ですが、これは1名分というようなことになります。それから、21節の貸付金、災害援護資金の貸付金ですが、23件、6,707万円というようなことになっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 質疑をどうぞ。担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点だけですね。済みません、以前の議会とかで説明聞き漏らしていたら大変恐縮なんですが、96ページですね。95、96ページの災害救助費が計上されていまして、不用額が8億、9億近い不用額がございます。この説明があるのかなと思ったんですけれども、特になかったのでちょっとご説明いただければなと思います。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） この不用額の大部分のものが、東日本大震災に伴う災害廃棄物処理委託料ということになってございまして、附表の52ページをごらんいただきたいのですけれども、①番目が実際昨年度の当年度の委託料でございまして、②が繰越分、23年度、24年度分の主な内容が書いてございますけれども、ほとんどが実際業務をしていただいているのが単価契約がほとんどでございまして、実際に業務をやっていただいて実際にやってみたところ、思っていたところよりも費用がかからなかったということで、かなりの業務の数ございますので、その一つ一つの積み重ねが不用額がちょっとふえているという形になってございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 済みません。重ねて確認になってしまいますけれども、その9億という不用額の額だけ見るとちょっとびっくりしちゃうんですけども、そのいわゆる瓦れきの処理に120億とかですかね、その膨大な金額がかかっているので、その積み上げていくと9億という金額に届くという解釈でよろしいですか。わかりました。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 私は2点ほどお伺いしますけれども、76ページですね。福祉活動専門員の社協への支援ですね。その補助金が1,900万弱のお金が出されていますけれども、今後この人たちを継続させていくために、これからも人数的な減少、削減があるかと思うんですけども、この人たちと民生委員さんたちのリンクですね。どのように今やっているのか。これから人数的なものも縮小していくのかどうなのか、その辺と、それから82ページの地域いきいき支援体制づくり事業委託料500万、生活機能調査委託料とありましたけれども、この調査によってどの程度のメリットといいますか、どういうものが見えてきたのか。この調査をすることによって。それに伴ってこれからどのようなことをしなきゃならないのか。

それから、84ページ、福祉アドバイザー報酬200万弱が出ていますけれども、この人、アドバイザーですから指導員だと思うんですけども、どのような仕事内容なのか、今後とも毎年活用していく予定なのか。その3点お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目です。社協の福祉活動専門員につきましては、これは条例といいますか、要項によりまして社協の社会福祉活動に対する補助というようなことですので、社協本部の3名分の職員相当分の補助というようなことになりますので、委員がおっしゃったいわゆる支援員の方は別になります。支援員の方につきましては、緊急雇用というような形で雇用しておりますので、それとは別だというようなことでご理解をいただきたいと思います。

2点目の82ページのいわゆる生活機能調査でございますが、生活不活発病予防につきましては、毎年その調査の報告書が必ず出ておりまして、機能低下が見られるというようなことは、皆さんにも以前にご報告をしたというようなことがございます。これにつきましては、被災地特有のそういう生活不活発病が発生をしているというようなことで、それが徐々にであるが上昇しているというようなその傾向は見られるというようなことで毎年報告をいただいております。やはり前にも話しましたが、そうならないために生き生きと活動していただくといいますか、そういうことが大切なんだろうなというようなことで、介護予防教室に今後は力を入れてまいりたいとそういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の福祉アドバイザーでございますが、福祉アドバイザーにつきましては、前にもちょっと話をしたと思うんですが、県のOBの方をアドバイザーとしてこちらに来ていただいておりましたが、今年度の、前年度ですか、26年の3月で県の社協のほうに今度新たにお帰りになったというようなことで、今はアドバイザーは残念ながらおりません。そういうことでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点はわかりました。それから、2点目の機能訓練というか、低下、人の持っている機能が低下しないような予防ということなので、やはりそこは一番毎日生活することが大事なことですので、これからも引き続きこれに力を入れて、地域ともども仮設に入っていると余計そうなんですね。高台ができて自分のうちに入れるようになれば、またそれも緩和されることになるかと思いますけれども、それにつけても仮設にいる以上はそういうことの出ないように、予防に力をこれからも入れていただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（山内昇一君） ここで休憩とします。再開は2時25分とします。

午後 2 時 25 分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

3 款民生費、続行します。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 3 番です。民生費でございます。失礼しました。前期の番号言ってしましました。8 番でございました。改めて。

各自にわたって扶助費があるわけでございますけれども、それで附表の36ページでございますが、生活保護支援事業というふうなことで、県あるいは民生児童委員と連携しながら適切な指導、援助を行ったというふうな形になっております。それで、生活保護につきましてはいろいろ国家的な議論も出た時期もあったわけでございまして、いわゆる震災前、今の我が町の実態という状況の中で、我が町のこの生活保護世帯の動向というのはどういうふうになっているんだろうというふうにちょっとと思ったものですから、お尋ねします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 附表にこちらに載っておりますように、26年3月31日現在では40世帯、49名というようなことでございます。直近の数字がございますので申し上げますと、26年9月1日現在ですと、43世帯、52名というようなことで、若干ふえております。被災前はではどういう形だったのかと申しますと、101世帯、141名というようなことでございますので、それを見ますと減っているというようなことになると思います。ただ、実際は一番少ないときですと、被災後24年1年後には29世帯、38名まで減っているというようなことでございます。前にも私述べましたが、いわゆる生活再生支援金でございますとか、そういったことである程度資産としてその分が組み入れられたというようなことで、生活保護を受けなくてもそれで生活できるというようなことで辞退をしていただいたというような経緯があります。ただ、その後、ある意味その資金がだんだん底をついてきて、またふえてきていくというような実態にあるというようなことでございます。最近も相談については寄せられておって、当課で対応しているとそういう状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体流れは私が思ったような状況のようで、相当減らしたというか、減ったんでしょうが、課長の話では26年9月ではまたふえてきておると。というのは、いわゆる課長がおっしゃったその生活支援金、もろもろの義援金とか、そういうもののこれまでの生活原

資があったというものが徐々に乏しくなっておるという現象、状況にもあるんだろうというふうに思うわけでございます。特に、我が町は高齢化が顕著でございまして、ますますそういう生活困窮世帯が今の状況では増長していくんだろうなというふうに考えております。したがいまして、ここにございますように、町は直接タッチも……、直接タッチするんですか、どこかと。その辺ちょっと。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 委員ご承知のように、最終的にその生活保護の認定をするのは県の保健福祉事務所ということなんですが、窓口として当課で対応して、保健福祉事務所と一緒にそういうふうな相談に乗っているというような状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 県のケースワーカーということなんでしょうけれども、そういう方々がやるんでしょうけれども、いずれそういうふうな形で困窮世帯はこれから増長してくると思います。したがいまして、よく県と、あるいは地域の民生児童委員ですか、と連携をとりながら、よく見きわめていただきたいというふうに思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 災害救助費の中に出ております仮設住宅について、附表の49ページ、50ページにこの住宅の入退去管理として記されておりますが、この中から仮設住宅についてお伺いいたします。1点お伺いいたします。

集約化ということで、過日この館浜地区の仮設を一部本設にて町営住宅として使われるということでありました。しかしながら、この仮設の退去にはまだまだ長期化、そして月日がかかるわけであります。そこで、この仮設の経年劣化、どのような状況なのか、まずこの1点をお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮設の経年劣化ということでございますけれども、基本的にはご存じのように基礎が木ぐいでやっているということでございまして、一番心配されておりますのが床から下の部分が特に劣化が進んでいるだろうというふうに今考えられております。それで、本年度全てではないんですが4カ所選定をいたしまして、床から下の部分、基礎も含めて調査をして、それで全体の推計をしたいというふうに考えています。結果的に劣化が進んでいるようであれば、対策工事を次年度以降から行っていくというふうに計画をしているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 この決算、これまでその点検等はしていなかったということなんですかね。

といいますのは、私が言うまでもなく、各近隣市町においてもこの劣化がかなり懸念されるところであるということで、点検が既に始まっておりますのでお伺いをしたんですけども、これから全ての仮設というわけではないんですか。かなりの戸数まだありますのでね。どうなんでしょうね。かなり大切なところかと思うんですけども、もう一度。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまで事例が生じてから対応していたという状況ありました。ただ、目視できない場所がこれから傷んでくるだろうということで、確かに議員おっしゃるように2,195戸全ての床下を調べればよろしいんですけども、なかなか時間的な問題がございまして全ては無理だろうということで、サンプルを4カ所それぞれ選定をいたしまして、そこを詳細に調査をすると。その調査結果をもとに、いずれほかの仮設、調査以外、しない仮設住宅についても同じような状況にあるだろうということを推定をさせていただきたくと思っています。それに応じて順次補修工事を実施していくというふうな計画をしているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 業者のそういう苦情ではないんですけども、そういう……、入っていないんですかね。例えば、こういうところがうまくない、いろいろな劣化している分というんですか、そういうことはなかったんですかね。それだけもう一度。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町外の南方のイオンでございますけれども、住宅全体が傾いているという苦情といいますか、そういうご連絡をいただいたケースはございます。それ調査をいたしましたところ、建物というより地盤そのものが沈下をしているという結果になりましたので、地盤沈下した部分をまた持ち上げたというのがことしかね、実施をしております。それから、そこまでいかないまでも、細々としたやつはそれぞれご要望等はいただいているところで、どうしても対症療法にならざるを得ないんですけども、それぞれ対応しております。ただ、今計画しておりますのは、そういう苦情が出る前に対応したいということで今準備をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 いつも感じるんですが、民生費、保健福祉課ということになるんですが、オギ

ヤアと生まれる前からカーンと鐘を鳴らすまでの分野といいますか、担当といいますか、幅広い担当課で多岐にわたっての事業もありますし、それに比例して質問もあるわけなんですね。ただ、委員長が迅速にということでスピード一にということで再三にわたって言わわれていますので、まず、義援金ですね。義援金ありますね。多くの方々からいただきまして、被災された方々大変助かったということで、貯金の残高ですね。要するに皆さんに分配というか、幾らぐらいあとあるんだべやと。あとねえんだべかやというような話もありますので、あるとすればいつごろなるのか。震災からかなりの月日がたっておりますから、義援金を頂戴する団体、個人も少なくなってきたのかなという感じはするんですけども、その辺。それから、委員の方々もいて謝金も出していることですから、今1カ月に1回とか、3カ月に1回ぐらいの割合で委員会を開催しているのかどうか。その辺のところですね。

それから、先ほど前者ありました生活の援助関係、この義援金等々で収入とみなされて対象から外れたということは前々から話されてわかっておるんですけども、それはそれとして、その援助を対象になる基準というんですか、これは国が定めているのか、あるいは宮城県が定めているのか。多分県のほうで定まったのをそれを町といいますか、窓口が町でしていろんな調査も町である程度やるということですから、宮城県が最終的にはその基準というものを定めておるんですが、この改正ですね。多分その生活状況も含めて資産というものが一番重要視されていると思うんです、資産。要するに貯金残高ですね。ある程度の基準といいますか、上限が設定されて、それから1円でも多ければ対象外ですよと。しかし、そういった方々はある程度払うものは払う。要するに、税金とかさまざまなもののは払っていくと。対象者はいろいろと低所得者ということで軽減されるわけですね。その経費といいますか、税金とか何かもね。そうしますと、逆転する可能性があるんですよね。対象から外れた方が、額によりますけれども1万か2万の差でもって対象外になった方が経費を払うことによって、対象になっている、補助をもらっている方々よりも少なくなるという、要するに生活費が自分で生活する、衣食住でありますから、そういったことで逆転する可能性も出てくるわけですよね。ですから、もうちょっとその水準というものを上げることはできないのかどうか。額の水準ですね。それは県のほうで定まっているのであれば、県のほうにお願いするとか、そういったことも必要なのかなと思うので、担当課長としてその辺矛盾を感じる部分があるかと思うんですよ。その辺、担当課の責任者としてどうお思いなのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございます。義援金の関係でございますが、これは10月の広報にもう既に載せる予定にしておったんですが、今回国が6次配分というようなことで、国、それから県、それから町の分もそれにプラスをして今回配分をするというようなことが決定しております。先般9月の第1週でしたか、義援金の支給の配分委員会がございましてそこで決まっておりますので、たしか16日付で区長さん方に配布をして、9月末には振り込む予定にしております。これが町にとりましての配分というようなことになります。配分の内容を申し上げますと、国、県合わせまして人的被害が……。済みません、ちょっとお待ちください。眼鏡かけさせていただきますから、済みません。

今回の配分で国が1万円、県が5,000円、1万5,000円になります。死亡、行方不明の方です。死亡と行方不明の方。それから、災害障害見舞金、災害で障害を受けた、当町には該当ありませんが同額と。それから、住家被害、国が全壊が2万円、大規模半壊が1万5,000円、半壊が1万円、それからそれにプラスをいたしまして、津波浸水区域における住家被害というものがございます。要は津波で流出をしたとかというような形です。ですから、地震だけになった分はその加算分はございません。先ほどの分だけ。それに国のはうが5,000円、それから県が5,000円、大規模半壊が同じく5,000円、県も5,000円、半壊も同額です。大規模半壊と。それに町の義援金を今回プラスいたします。全壊に9,000円、大規模半壊に6,000円、それから今回震災孤児・遭児にだけというようなそういう義援金がございましたので、それも全部配分いたします。孤児に8万6,000円、震災遭児の方に1万7,000円となります。

義援金の額につきましては、8月27日現在で3,453万4,425円、ゆっくり申しますと34,534,425です。3,400万円ほどありましたが、今回配分いたしますとほぼ残額がなくなるということになりますので、今回は一応それで配分をするということで配分委員会で決定しております。9月中に振り込む予定というようなことになっております。

2点目の生活保護の関係でございます。課長としての意見というようなこと、生活保護法というようなことではほぼ決まっておりますので、これについてはやはりある意味そういう資産でございますとか、今の生活の状況でありますとか、そういったことを総合的に勘案して最終的には生活保護というようなことの認定になると承知しております。ただ、確かに不正受給等の問題もありましていろいろありました、保護のもともとのその目的と申しますか、更生をしていただくというようなことが目的でございますので、保護して終わりじゃなくて、保護することによってまたいわゆる就労していただいたり、最終的には更生をしていただくというようなことが目的でございますので、実際にはここ数カ月でも一旦保護になられ

た方がまた就労されているというそういう状況もございます。また、辞退をしたというようなこともございますので、やはり最終的には保護をすることによってその方がまた就労の意欲を見せていただくとか、そういったことで一生懸命頑張っていただくというのが第一義だと思いますので、審査するほうとすれば若干厳しい部分はあるのかもしれません、やはりその目的を達成するために一生懸命頑張っていただくというようなことが大切なのかなと、そういうふうに感じております。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 義援金3,450万、町のですね、今回9月に配分して、そうするとあとはまた幾らかたまるといいますか、いただける、最近の状況はわかりませんが、3年半も過ぎたので徐々に少なくなってきたんだろうというふうに思います。ただ、何回かにわたってもらっている方々については、「あとないんだべか」というようなこの先必然的な問い合わせといいますか、話が出てきているものですからね。そういうことで、10月に振り込みということで、幾らでも被災に遭われた方々は助かるんだろうなというふうに思います。

その保護法はわかっております。要は、課長のその保護の目的、わかるんです。ただ、それはごく一部であって、更生とか就労できない方が大半なんですよ。その方々のことを私言っているのであって、年をとっている方とか、高齢の方とか、障害の方とか、さまざまあるわけですよ。そういう方々が本当に大変な思いをしているし、また、その幾らかが幾ら金額がちょっとでもあぶれるとね、あぶれるというか、オーバーすることによって対象外になっている。その方々の生活も大変なんですよ。なかなか生活困窮ということで困っている方々が大分おりますから、すると国の制度そのものを変えなきやならないという解釈でよろしいですかね。その生活保護法の中で国が定まっている法律そのものを改正しないと、その水準というか基準が上げることはできないという解釈なのか。私は、それは保護法はあるけれども、その地域、地域によって基準とかというのは定められているという解釈でいたんですよ。東京都と南三陸町では生活水準が違いますのでね。あるいは、宮城県。宮城県でそういった基準が定まっているのであれば、県で改正をしてもらうことはできないのかという質問なので。

実態を課長はよくご存じかと思うんですが、対象外に外れた、申請してもならなかつたという方もおりますし、また、先ほど言われた義援金、支援金の収入によって外れて、一旦外れると。外れたというか、対象外になったと。その方々が一度だめですよとなったときに、永久的にだめだという認識をしている方もいるということですよ。永久的というようなね。だ

から、その辺の理解、その貯金が10万あったと、申請のときにね。でも、この貯金の残高では対象外ですよということで、辞退というか、断ったというか、辞退をしてもらったという言葉を使っていますが、その方々からしてみれば削られたと、対象にならないと、はじかれたという表現の仕方もしていますのでね。その方々が貯金で生活して時間が経つにつれて残高が少なくなってきた。一回断られたからあと二度と申請もできないのではないかという認識の方もおります。ですから、その辺の周知ではないですけれども説明を今後どのようにするのか。一度来た方々に、逆にこちらからあのときは貯金があったからだめだったけれども、そろそろなくなる時期じゃないですかとか、そういった行政サービスはできないのかなとそう思うんですけども、その辺いかがなんでしょう。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、2点目の生活保護の関係でございますが、基本的にいわゆる年金とか、そういう児童扶養手当とか、そういったものの収入と実際にかかる生活費の基準を比較して、どうしても最低生活費に満たないというような状況になったというような判断のもとで生活保護の決定がなされるというようなふうになっておるんですが、これはやはり厚労省のほうからも生活付与基準の例がございまして、ちょっと古いんですが25年の8月1日現在ですと、例えばですけれども、東京都区内ですと高齢者の単身世帯で月額8万140円となっております。ところが、地方の郡部になりますと6万2,960円、そこで既に1カ月のいわゆる保護費で1万8,000円程度の開きがあるということ。ですから、その住んでいる地域によってその辺の基準は勘案をされるというようなことでございます。ですから、その方が持っている資産あるいは年金等の収入、それに対して生活費が幾らかかるのかというようなことのいわゆるそこで足し算、引き算をして、最低生活水準に満たない場合に生活保護の認定になるというようなそういう制度でございますので、その辺についてはやはりご理解をいただくしかないのかなというようなふうに思っております。

それから、いわゆる支援金なり義援金をいただいて、そういう形で減っていると。それが最後にそのままになってしまふんじやないかというようなそういう危惧でございますが、それも含めて地域の民生委員の方だったり、そういった方々にその情報を収集しながら、町としてもその方がどういう生活を今なさっているのかというようなことの実態把握はしているつもりでございますので、もし何かありましたら民生委員さんあるいは町の窓口のほうまで来ていただければ対応していきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございますか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 そのとおりなんです。何かありましたら窓口に来てくださいというようなことでね。民生委員さんにも相談しろとか、まさしくそうなんですが、なかなかそれもできないといいますかね。ですから、一度申請に行ったけれども対象にならなかつたと。何ヵ月か、あるいは1年過ぎてそろそろ底がついてきたろうとわかるわけですから、その義援金等で収入があつてだめだという方々、その方々に対してどうですかというような問い合わせじゃないけれども、お伺いでもないんだけれども、それが行政サービスなのかなという思いでそういった対象者に、生活保護法の中でそんなことするなということをうたつてるのであれば別ですけれども、私はそれがやさしい行政かなというような思いで今言つたんですけれどもね。

地域と地方と都会とのその水準といいますか、それは全く最低賃金さえ違うんですから、そのとおりだと思います。では、その分をもう少し上げて、やはり8万必要だというような都会並みの水準に上げてもらえば、収入あるいは残高がちょっと高くても対象になるんじゃないかなということなんですね。都会と田舎では物価の違いもありますから、そいつは仕方がないと思うんですが、さてさていろんなものを引かれて生活費が8万円という見方ですか。でないでしよう、収入が8万円ということでしょう、1ヵ月。収入が1ヵ月8万円で生活できるかなということさ、実際にね。だから、実態ですね。もう少し行政として、皆さん担当課で仕事を毎日やられていて、しかしながらその法律、いろんな規制の中での仕事でしようから仕方のない部分があると思うますが、実態を見るとこの水準で生活ができるのかなという中でどうすればいいのかということも含めながら考えていただきたいということなんですね。これね、課長とすれば俺決めているんではないと語ればそれまでなので、言いづらいところもありますけれども、そういった低所得者の方々についてはそういった思いでいるということ、それを行行政がどのような役割を果たしていくかということが大事なことであるということなんです。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 86ページの地域支え合い体制づくり事業委託料の中で、先ほどボランティアセンターの運営費として2,300万があったというように聞いていました。ボランティアの方々には震災直後から多くの方々に来ていただき、大変なご苦労、ご協力をいただいておることに對しては、改めて感謝を申し上げたいと思います。ボラセンの現状と申しますか、できればこれまで何人ぐらいの方が来てどういうことを作業をやってくれたのか、3年目となつたことしの状況はどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、あとは93ページのほうに放課後児童クラブあります。これは私の認識が違っていたら申しわけないですが、子育て支援センターも同じ建物の中にあるというふうな認識ですが、これ間違っていたら済みませんね。これで放課後児童クラブ、臨時職員賃金とかありますけれども、それなりの効果はあると思うんですけれども、これはそういう子育て世代にとっての要望・要求に応えられているのか、それとも課題があるのかどうか。あと、子育て支援センターと一緒にあれば、それでもいろいろ運営上支障等はないのか、それ広さも含めてその2点をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ボランティアの人数ですが、ちょっと今手元に申しわけないです、後刻、後で報告をさせていただきたいと思います。

それから、子育て支援センターになりますか、それとも学童になりますか。両方ですか。学童ですか。学童保育。（「センターは一緒に使っているんじゃないの」の声あり）はい、一緒に使っております。

学童、子育てというようなことで、今志津川小学校の敷地内に民間からいただいた施設で両方の事業を展開しております。基本的には子育て支援センターは午前中をメインにと、学童はいわゆる小学校が下がってからというようなことで、そういう利用をさせていただいております。子育て支援センターにつきましては、いわゆる就園前のお子さん、いわゆる未満児と言われるお子さんですね、その方々の保護者の方の支援だったり、あるいはその子供たちのお世話というようなそういう事業の展開をしております。学童につきましては、1年から3年生までというようなことで行っておりますが、実際には被災後やはり4年生以上でもお預けをしたいというようなことがございまして、何とか受け入れできないかというようなこといろいろ考えたんですが、どうしても建物をごらんになっていただければわかると思うんですが、非常に狭い建物でございます。1人当たりの面積に換算しますと20名が限度だというようなことで、定員を20名に決めさせていただいております。3年生まででも既に定員がオーバーしておりますが、おおむね20名というようなことで20名を超えて受け入れをしているというようなことでございます。今後につきましては、その建物の大きさも含めて、また新たに受け入れをしなければならないというような状況になると予想されますので、その辺の対応をしてまいりたいというように考えております。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 ボランティアセンターのほうは、人数は後でということでわかりました。

ということは、放課後児童クラブ、子育て支援センターのほうの現状は、建物、キャパがな  
いから大変だと。定員20名だけれども、3年生までは何とか受け入れている。ということ  
は、では何とかおおむね保護者の方の要望・要求に応えられているということでいいのかど  
うか。あと、私、夏休み中とか行ってみたんですけども、やはり夏休み中は午後からとい  
うわけにはいかないので、子供たちもね。午前中から行く子供もいるし、行かない子供もい  
ろいろな条件が多々ありますけれども、なかなかというか、決していい環境ではないな  
というふうな印象を私は受けました。そこで、来年度から子育て支援いろいろあるので、今  
の状況を鑑みて、さらにはまたいろんな要望・要求の中で6年生までお願いをしたいとい  
う声も多々あるので、それには今の建物、施設では手狭でなかなかできないのかなと、そうい  
うふうな認識を持っております。新制度に臨むわけですから、その辺もやはり考慮すべきか  
なと思います。

あとは人数はともかく、被災直後から多くの方にボランティアとして入っていただきまし  
た。24年度は2,300万と、ではちょっと忘れましたが、本年度はそれぐらいの金額で推移して  
いるか。それと、あとはボランティアを受ける方々はどのような方々、昨年あたりですと今  
の時期だと多分土のうというか、海の方々が袋に碎石を入れて重りに使う作業とか、これも  
聞くところによるといずれその方々が一番嫌な作業だということ、それも快くやっていただ  
いているということだったんですが、ことしというか、今のそういうボランティア入れ込み  
数は目に見えて減っているように思います。あとは震災直後は本当に旧市街地もいろんな  
瓦れき片づけとか何とかと、緑色のベストを着ていろいろありました。さらには、今年度も  
我々もちょっと海のほうに行ったときに、波伝谷漁港の背後地、あの辺の瓦れき拾いとか、  
いろいろやっていました。やはり大変な思いをしてやってきております。そういうことを踏  
まえて今後のあのボラセンの位置づけは、あそこ、裏側造成工事が始まりますれば、当然あ  
そこは移動というか、撤去しなきやいけないだろうし、町としては今後どういうふうな方向  
を見ているのか。さらには、多分何万人と来ておりましょうけれども、その方々、いろいろ  
町長も言っていますように、交流人口拡大ということに結びつけていく政策というか、施策  
をどういうふうに持っていくのか、あわせてお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 子育ての関係につきましては、おおむね要望に応えられている  
のかというようなそういうご質問もございました。先ほど申しましたように、もともと厚労  
省からのガイドラインの中では3年生までと、今の状況ですとそういう形になっておりま

す。この前議案の中で説明をさせていただきましたが、新制度においては移行期間があるんですが、6年生まで受け入れなさいよというようなそういう指針が出ておりますので、それに基づいてそういう施設の整備をしなければならないんだろうなというようには考えております。ですから、子育て拠点施設というようなことで戸倉、それから志津川、伊里前というようなことでそれぞれ整備をいたしますので、その中で6年生が入れるようなキャパも含めて検討させていただきたいとそんなふうに考えております。

それから、ボランティアの関係なんですが、基本的に今一番多い作業につきましては、農地の復旧というようなことで農地の瓦れきを拾っている部分が一番多いというようなふうには聞いております。ワカメ等の作業が近くなりますと、先ほど言いましたようにその土俵をつくるというようなそういう作業をしているというようなことでございますが、方向といたしましては、あそこのいわゆる災害公営住宅の建設用地のすぐ隣というようなこともござりますので、基本的には今年度いっぱいぐらいでボランティアセンターについては閉鎖の方向で進むのかなと今思っておるところです。実際、今ボランティアの方々には多くの方々来ていただきましたし、今委員話されたように交流人口の拡大、おいでいただいた方には町内のそういう商店街を使っていただいたり、いろんな意味でそういう経済効果もあったんでございますが、やはり工事の関係上あるいはボランティアとしての役目というようなことを考えますと、今年度いっぱいぐらいで閉めざるを得ない状況になっているのかなというふうには考えております。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 いろんな意味でボランティアの方々がやってきていろんな作業をやっていただいて、多くの方々がやる気を取り戻したのも事実であります。また、ある意味、それでお手伝いをいただいて、やってもらうのが当たり前だというそういう意識の方もいるようにも聞いております。いろんな方々がおりますので、総体的にはボランティアさんの力が大きかったということでございます。あとはボランティアセンターを閉鎖という方向ですけれども、では今後またボランティアに行きたいなとかと、今は一般の方々よりも多分企業とか学生とかそういう方々が多分多いと思うので、ボラセンがなくなったときの例えれば問い合わせ、受け入れ態勢は町としてどのような対応をしていくのか。交流人口拡大というか、今来ていたいた方々がさらに来る。ボランティアの方々もリピーターの方が結構いるよということを聞くので、もうそういうので交流が始まっているので、それを大事にしていっていただきたい、こういうふうに思うのであります。今言ったように、では今後センターを閉鎖したとき

は、でもやはり社会福祉協議会なりが窓口になってそういうあっせんとかしていくのか、ボランティア要らないよということは多分ないと思うのですけれども、その辺をちょっとお伺いをしていきたい。

あとは、やはり厚生省のほうですか、年齢制限があつて3年生までということでありました。来年度はもちろん、これは条例で3年生までとありますけれども、それは条例改正もしていかなければならぬだろうし、6年生までということであれば、絶対数がキャパが小さくなると思うんです。それらもいろんな児童数の調査とかいろんな意識調査とか意向調査必要だと思うんですけれども、やはり今年度なんか特にお母さん方に聞けば、急に仕事が決まったとか、絶対働きたいので何とかしたいということがままあったようでございますので、そういう方々の声も広く吸い上げて、いろいろ対応というか、まだまだ準備段階で時間もそんなにないですかね、来年の4月からであれば。いろいろな対応をして、多くの方々がこの町に魅力を持って住んでいただくように、先ほど申し上げましたように、生まれた子供は67名で今後の学校運営にもいろんな支障を来すと思うので、やはりそういう点からしても、先ほど言ったようにいろんなことをやつたんだけれども、それはまだ満足じゃないでしょうと、結果だけ見れば満足でないでしょう、そういう意味を含めて言つてはいましたので、それらをきちんと精査して、前向きな考え方を持って柔軟な対応をしていただきたいと思います。

最後に、町長、交流人口拡大継続ということで、町長の考え方と、あとは保健福祉課長の今のボラセンあるいは子育て関係についての考え方をお願いします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ボランティアセンターの位置づけなんでございますが、基本的に災害ボランティアセンターを閉鎖するというような方向にならざるを得ないのかなというようなことでございます。ですから、通常のもともとの町内のボランティアの育成でありますとか、今実際にボランティアされている方も町内にもいらっしゃいますし、その育成については必要だともちろん思っていますし、ケアセンターの中にボランティアセンターとしての部屋も用意しております。ですから、社協さんに中心になっていただいて、そのボランティアの育成については一生懸命頑張っていただきたいというようなことで、その一貫していく姿勢には変わりはないのかなと、そんなふうに思います。ただ、災害ボランティアセンターについては位置の問題、そういうことも含めてやはりなかなか存続するのが難しいのかなというふうに考えております。

子育てにつきましては、やはり委員さんおっしゃったように、被災により状況が大分変わっ

ております。特に高学年、4年生、5年生、6年生になっても、通学路がこういう状況でございますので、一人うちのほうに帰すのは心配だというような状況になっているというようなことはうちのほうでも理解しているつもりでございます。ただ、実際町として今学童保育をやっている施設がああいう状況でございますので、今の中ではやはりそのキャパを決めないと、どうしてもなかなか難しい部分はあるというようなことでございます。ですから、将来的な形ですが、その部分については整備をしてまいりたいというように考えておりますし、もしそのつなぎの問題として、例えばですが、まだこれは協議をしておりませんが、学校の空き教室等も利用できれば一番いいのかなと。先ほど言いましたように、子供さん方大分減ってまいりますし、実際には戸倉小学校が出た後になりますか、空き教室が出るというようなことも想定されます。ですから、その辺についてはまだ教育委員会と協議を今からというようなことになりますが、そういう利用の仕方もあるのかなというような一つの方策として今考えているというような、個人的な意見になります。申しわけないんですが、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 交流人口の問題では再三再四お答えしていますように、交流人口の拡大というのはこの町にとって避けて通れない問題だというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 79ページの扶助費であります。この中で、この在宅酸素療法患者、それから難病患者のその通院費の助成というものがあるんですが、附表を見るとその対象人数あるいは助成実績もあるんですが、この在宅酸素、この濃縮器を利用する患者さん、この電気料というようなことありますが、町としては停電とかそういうふうになった場合の対応というのは、これは町でとっているのか、とっていないのか。あるいは、そのかかりつけ医でとるのか、とらないのか、その辺あたり。

それから、難病患者、ここには人工透析及び難病のためのというようなことがあるんですが、人工透析以外にその難病に指定されている患者さん、町内に何人ぐらいいるのか、その辺把握しておりますかね。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 在宅患者のいわゆる酸素の関係でございますが、申しわけございませんが、停電等の対応まではうちのほうでは申しわけないですがしております。それぞれそちらのほうで対応していただくというような方向になっております。

それから、難病なんですが、前にもたしかそういうお話を質問を受けたことがあるんですが、相当多いんです。例えばパーキンソン病などもそういう類いに入るんですが、今のところその患者さんの人数まではなかなか把握し切れないというような状況にございます。透析の患者さんにつきましてはうちのほうでも把握してこういった形で助成をしておりますが、把握し切れていないというようなのが現状でございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 実はこの在宅酸素の患者さんの中で、震災後に雷によって停電になったというようなことで、急いで病院搬送したんですが、途中でかえなかつたというような例があったわけですよ。それで、そういう場合に電池とかそういうもので動くような装置もあったかと思うんですが、なかなかその辺あたりの対応というのは素人で常にやはり家族の方見ていても、なかなか対応し切れない部分があるんですよね。やはりその辺あたりももう一歩、こういう方々もふえてきておりますので、町としてももう一歩踏み込んだこの対応がこれからは必要になってくるのかなとそう考えておりました。

それから、その難病です。その難病、今課長が言ったように相当ふえておりますね。パーキンソンと似たようなあれだと思いますが、ALS、いわゆる世界的に今氷水かぶって何かやっていますね。その支援活動ですかね。これ、相当な、難病に指定されるだからどの病気も皆一緒なんだべけれども、患者にとっては相当苦痛がされているような状況でありまして、なかなかこういう病気にかかると本人もそうですけれども、その家族の方も何か難病というと恥ずかしいというようなそういう感覚があるのか、なかなか自発的に届けをしたり、そういうようなことで進まないんですよね。ですから、こういうのがどんどん何か食文化のせいとか、それは詳しくはわかりませんが、相当ふえてきておりますので、やはりもう少し受け入れやすいような環境づくりをして、町でも難病の方々にはどんどん支援しますよと、応援しますよというような方向で今後進めていったほうが、やはり町民のためになるのかなと考えておりますが、今後のその考え方あればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目でございます。その器械そのものの構造も私ちょっと存じ上げませんので、余り詳しいことは申し上げられないんですが、そういったことが考えられるというようなことでございますので、バッテリーでありますとか、電池でありますとか、そういったことの対応が可能なのかも含めて、その辺は調べさせていただきたいと思います。

それから、やはり 2 点目なんですが、今委員おっしゃったように、なかなか自己申告となりますと非常に難しい部分があるのかなというように考えられます。うちのほうで今考えておりますのは、医療機関のほうにお願いをしてみようかなと思っております。医療機関のほうにそういういったいわゆる町民の方々が行った場合には、こういう制度があるのでぜひ利用してくださいというようなそういう啓蒙の活動の仕方もあるのかなというふうに考えておりますので、そういう形で啓蒙活動を進めてまいりたいと、そういうように考えております。

○委員長（山内昇一君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　その難病患者さんにつきましては、いろんなその事情があると思いますので、今言ったように申告しやすいようなそういう環境をいろんな考え方で整備して進めていっていただきたいなと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君）　ほかに。（「なし」の声あり）

それでは、なければ 3 款民生費の質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明19日、午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君）　異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明19日、午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 3 時 20 分　延会